

# 上砂川町子ども・子育て支援事業計画

第3期(令和7年度～11年度)

(素案)

令和7年2月時点

上砂川町



## 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	3
1 計画策定の背景と趣旨 .....	3
2 計画の位置づけ .....	4
3 めざす姿.....	4
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定体制 .....	5
6 持続可能な開発目標（SDGs）について .....	6
<b>第2章 子どもと子育てを取り巻く環境</b> .....	9
1 第2期計画の実績と評価 .....	9
2 人口の動向.....	20
3 子育て支援の状況.....	26
4 将来人口推計 .....	28
5 ニーズ調査結果 .....	29
6 課題の整理 .....	41
<b>第3章 子育ての課題に対する施策の展開</b> .....	45
1 少子化対策.....	45
2 子育て環境の整備・充実 .....	47
3 子育て世帯への経済的負担の軽減 .....	49
<b>第4章 子ども・子育て支援制度に基づく事業方策</b> .....	53
1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正 .....	53
2 計画の基本的記載事項 .....	53
3 教育・保育提供区域の設定について .....	54
4 児童人口の将来推計 .....	55
5 教育・保育の量の見込みと確保方策 .....	56
6 地域子ども・子育て支援事業の提供 .....	58
7 教育・保育の一体的提供の推進 .....	71

<b>第5章 子どもの未来応援事業（子どもの貧困対策）</b> .....	<b>75</b>
1 子どもの貧困対策について .....	75
2 子どもの貧困の状況 .....	76
3 本町の状況 .....	76
4 取組の方向性 .....	80
5 具体的な取組 .....	81
<b>第6章 計画の推進体制</b> .....	<b>87</b>
1 計画の推進に向けた役割 .....	87
2 計画の推進に向けた3つの連携 .....	88
3 計画の点検・評価 .....	89

# 第1章

## 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では 1.43、令和5年では 1.20 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取組を進めてきました。

令和5年4月には、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

上砂川町(以降「本町」という。)では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に「上砂川町子ども・子育て支援事業計画」、また令和元年度に「第2期上砂川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」及び「子どもの貧困対策」に向けた施策を推進してきました。

「第2期上砂川町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、社会環境の変化や本町の子育てを取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子育て支援の取組をより効果的に推進するため、「第3期上砂川町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定いたします。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、国の子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て支援関連制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組みを推進するものです。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、本町における児童福祉、母子保健医療、教育関係などの各分野における町の総合的な次世代育成指針であり、行政だけでなく、家庭、保育施設、学校、地域、企業など、子どもを取りまくすべての住民が、それぞれの立場で取り組む指針となるものです。

また、本町の町政運営の総合的指針である「上砂川町総合計画」を上位計画とし、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく計画として位置づけるとともに、子ども・子育て支援に関する総合的な今後の取組みの方向を示すものとして策定します。

## 3 めざす姿

子どもとその保護者が、「上砂川町に生まれ、町で子育てをしたい」と思ってもらえるよう、子育て支援や教育環境が充実したまちづくりをめざします。

## 4 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和6年度に策定しました。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期上砂川町子ども・子育て支援事業計画									
					第3期上砂川町子ども・子育て支援事業計画				



## 5 計画の策定体制

### (1)子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが、市町村に求められています。

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行うために「学識経験者」、「子ども・子育て支援事業に従事する者」、「教育関係者」、「保護者」、「関係行政機関の職員」などから構成される「子育て支援ネットワーク会議」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

### (2)ニーズ調査の実施

保護者の就労状況や子育ての現状、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズの量の算出をはじめ、得られた調査結果を計画に反映させることを目的に、調査を実施し、今後の子育て支援施策を展開していくための基礎資料としています。

## 6 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身に取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本町においても、「誰一人取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取組を進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



## 第2章

### 子どもと子育てを取り巻く環境



## 第2章 子どもと子育てを取り巻く環境

### 1 第2期計画の実績と評価

A: 計画通りかそれ以上に推進ができ、達成率に置き換えると100%以上

B: 計画通りにほぼ推進ができ、達成率に置き換えると80~100%未満

C: 計画通りにほぼ推進はできたが一部未対応があり、達成率に置き換えると50~80%未満

※国や道の制度のもと事業を実施しているものについては、「―」と記載しています。

#### (1) 子育て家庭の支援

##### ① ワーク・ライフ・バランスの実現

No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係
1	広報・啓発、情報提供の推進	ワーク・ライフ・バランスを推進するため、男女ともに働き方の見直しを含めた啓発活動を行うとともに、仕事と子育ての両立を図るための各種制度の普及啓発・情報の提供に努めます。 ①国・道・関係団体と連携したポスターによるPR ②広報を活用しての子育て情報の提供 ③子育て応援ガイドの全戸配布	国・道のポスター掲示をはじめ「子育て応援ガイド」の全戸配布やHPにより町の子育て施策の周知を行った。	B	健康推進課 子育て支援係

##### ② 子育ての悩みや不安の解消

No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係
1	乳幼児健診・相談	乳幼児の月齢に応じた心身の発達・発育状況を確認するとともに、保護者に対する育児不安の解消や相談の場とし、必要な支援・指導を行います。	【受診率】 R4年度:平均 95.3% R5年度:平均 89.0% (過去5年平均:94.7%) 未受診の者については、保護者と連絡を取り、未受診の理由を把握し、別日(健康相談等)で対象児の発育や育児環境を確認している。 (未受診者把握率:100%)	B	健康推進課 健康係
2	訪問支援	初妊婦、新生児及び産婦全戸訪問、乳幼児健診未受診者、発達の遅れや障がいを持つ子ども等、養育支援が必要な家庭を対象に関係機関と連携しながら支援を行います。	支援の必要な全ての家庭へ訪問支援を実施している。 【家庭訪問件数 実/延】 R4:34件/41件 (延全訪問件数のうち19.2%) R5:15件/28件 (延全訪問件数のうち8.5%) R5年度については、出生数が極端に少なく訪問対象数が少なかった。	B	健康推進課 健康係
3	巡回児童相談・巡回訪問療育相談、育児相談	児童相談所の協力の下、専門家による相談体制の確保を継続します。 また、就学前の子どもの育児に関する身近な相談場所として、認定こども園での育児相談のPR強化を図ります。	児童相談所と連携、情報交換に努め、個々のケースに応じて巡回児童相談を活用し、保護者との日常的な繋がりを絶やすことなく相談にあたり、就学前には認定こども園において育児相談を行うとともに、発達に応じて教育委員会と情報共有し、教育相談を行った。	B	健康推進課 子育て支援係

No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係
4	地域との連携による保育事業の推進	地域住民と関係が深い社会福祉協議会と連携し「ふれあい広場」等、地域との連携による読み聞かせや交流等の事業を推進します。	3歳児を対象に社会福祉協議会の「よってけ場」のサポーターとゲームや折り紙遊びなどの交流を行った。	B	健康推進課 子育て支援係
5	「おひさまルーム」の充実	保護者の子育ての悩みや不安の解消に資するよう、親子の仲間づくりを目的とした「おひさまルーム」のさらなる充実を図ります。	未就学児を対象にテーマを定めて講師を招待し親子で参加できる交流の場を設けた。	B	健康推進課 子育て支援係

### ③ 経済的負担の軽減

No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係
1	子育て家庭の経済的支援策の推進	保護者の経済的負担軽減を軽減するため、高校生以下の医療費全額助成事業、育児用品購入券贈呈事業等を引き続き行っています。 また、ひとり親家庭に対しては、ひとり親家庭等医療費助成制度や福祉資金貸付などの各種制度を活用しながら、生活全般の相談を行います。	【高校生以下の医療費助成事業】及び【ひとり親家庭等医療給付事業】 詳細別掲(P42)のとおりであり、対象世帯の経済的負担の軽減に資することができた。	B	福祉課 医療保険係
			【育児用品購入券贈呈実績】 R2 出生:8 2年目:8 R3 出生:12 2年目:7 R4 出生:8 2年目:9 R5 出生:3 2年目:6	B	健康推進課 子育て支援係
2	幼児教育・保育の無償化	幼児教育・保育の無償化について引き続き実施していきます。	保育利用料と給食費の全額無償。	A	健康推進課 子育て支援係
3	高校就学費等の助成	高校に進学する子どもを持つ保護者の経済的負担を軽減するための助成を今後も実施していきます。	【助成額】 1人当たり：年間 50,000円を上・下期に分けて助成（各期 25,000円） 【実績】 R2:上期：37人・下期：37人 1,845,800円 R3:上期：39人・下期：39人 1,950,000円 R4:上期：31人・下期：31人 1,550,000円 R5:上期：25人・下期：27人 1,300,000円 ※R2は転出による月割助成有り	B	教育委員会 学務係

## (2)子どもが健康に生まれ育つ環境づくり

### ① 妊娠期から支える子育て支援の推進

No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係
1	関係機関との連携の強化	複雑・多様化する児童問題の解決や児童虐待の未然防止・早期発見・解決のため、庁舎内関係各課、児童相談所、学校、子ども園等との連携を密にし、要保護児童対策地域協議会において適切な対策を検討します。	要保護児童対策地域協議会 R4年度 4回開催 R5年度 1回開催	B	健康推進課 子育て支援係

No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係
2	仲間づくりや交流の促進	保護者の心身の負担や育児の孤立化を防ぎ、安心して楽しく育児ができるよう「おひさまルーム」を中心に仲間づくりや交流を促進するなど、地域の子育て支援体制の強化を図ります。	R4 年度 11 回開催 延べ 104 人参加 R5 年度 11 回開催 延べ 106 人参加	B	健康推進課 子育て支援係
3	子どもの権利擁護	体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう、乳幼児健診の場、子育て支援拠点や認定こども園、学校等を活用して普及啓発活動を行います。	学校においては、教職員に対し体罰の徹底防止を継続的に指導している。こども園においても同様に指導している。	B	健康推進課 健康係 健康推進課 子育て支援係 教育委員会 学務係

## ② 遊び場の整備と確保

No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係
1	児童公園の整備	児童公園については、年次計画により再編・整備と遊具の更新をしていきます。	平成 27 年度から令和 3 年度にかけて、各町自治会や子ども会と協議を行いながら、児童公園の集約と老朽化した遊具について更新を行い、毎年春には業者による遊具の点検を行うなど、子どもたちが安全に遊べるよう、維持管理に努めている。 ※児童公園：町内 6 地区 9 か所	B	教育委員会 社会教育係
2	仲間づくりや交流の促進	上砂川町児童館の PR 活動を推進するとともに、子どもたちが伸び伸びと過ごすことができる場となるよう環境の整備に努めます。	放課後の子どもの居場所づくりとして、児童館の利用を促し、受け入れ体制として放課後児童クラブに準じた形の環境を整えている。	B	健康推進課 子育て支援係

## (3) 子育て家庭の健康づくり

### ① 母子保健対策の推進

No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係
1	受動喫煙防止対策の推進強化	妊婦面接、家庭訪問や乳幼児健診でたばこのリスクに関する教育・啓発の推進をしていくとともに、受動喫煙防止対策として禁煙を目的とした環境整備に取り組めます。 また、学校と連携し、喫煙防止教室を開催します。	・妊婦面接や新生児訪問、乳幼児健診の場面では、パンフレット等の資料を用いて受動喫煙の防止について保健指導を実施している。 ・小学校 5, 6 年生を対象に、隔年で喫煙防止教室を実施している。 【R5 年度】27 人受講 (小 5 : 13 人、小 6 : 14 人)	B	健康推進課 健康係
2	妊婦健診費用の助成	妊婦の健康管理は健やかな子どもを生み育てるための第 1 歩であり、必要回数の健診を受けるよう妊婦健診費用の助成を継続します。	・妊娠期の健康管理を目的として、妊婦健診受診票の交付を前半(1~7 回目)と後半(8~14 回目以降)に分けて交付し、必要な健診を全員受診している。 【利用回数】 R4 年度 81 回 R5 年度 22 回	A	健康推進課 健康係

No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係													
3	歯科保健対策の充実	乳幼児期のむし歯予防は、各家庭の仕上げ磨きの状況や間食の与え方等に大きく影響されます。乳幼児期には健診機会を活用し、歯科衛生士による歯科保健指導、フッ素塗布を行うとともに、保護者がむし歯予防の正しい知識を持ち実践できるよう引き続き、月齢に応じたむし歯予防の普及を図ります。 また、個別対応の限界を補う方法として、園児を対象に集団によるフッ素洗口事業を関係機関と連携し推進します。	●むし歯のない子の割合 1.6歳児～R4年度:100% R5年度:90% (R4年度～道:99%、国:99.3%) 3歳児～R4年度:80% R5年度:100% (R4年度～道:91.4%、国:91.4%) ●2.6歳フッ素塗布(歯科相談)受診率 R4年度:66.7% R5年度:85.7% (R1～R5平均:77.4%)	B	健康推進課 健康係													
4	各種予防接種の推進	生後2か月から始まる各種予防接種について、病気から子どもを守る予防接種について正しく理解し、適切な時期に必要な予防接種を受けることができるよう個別通知や広報によるPRとともに、保護者と接種スケジュールを一緒にたてるなどの支援を行います。	新生児訪問にて予防接種スケジュールを立て、乳幼児健診・相談の場面で適切な時期に接種できるよう支援している。 ●小児定期予防接種実施率 R4:86% R5:74.7%	B	健康推進課 健康係													
5	特定不妊治療(先進医療)費の助成	妊娠を考えている夫婦を支援するため、特定不妊治療を受けている人を対象に、治療費の全額助成を行います。	●利用状況(申請数/出産数) R4年度:0件/0件 R5年度:1件/0件	B	健康推進課 健康係													
6	陣痛タクシー	事前登録をした妊婦に対し、陣痛が起きた際に自宅から砂川市立病院までのタクシー代を全額助成します。	●登録利用状況(登録数/利用数) R4年度:6件/0件 R5年度:1件/0件	B	健康推進課 健康係													
7	新生児聴覚検査助成事業	先天性難聴児の早期発見のため、新生児聴覚検査費用の全額助成を行います。	●利用状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R5年度</th> <th>R4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>3</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">結果</td> <td>異常なし</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>リファア</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>精検結果</td> <td>異常なし1</td> </tr> </tbody> </table>		R5年度	R4年度	件数	3	8	結果	異常なし	8	リファア	0	精検結果	異常なし1	B	健康推進課 健康係
	R5年度	R4年度																
件数	3	8																
結果	異常なし	8																
	リファア	0																
	精検結果	異常なし1																

## ② 食育の推進

No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係
1	きっずクッキング(園児)	認定子ども園の園児を対象に園で育てた食材を用いて自分で給食を作る体験を通して食べ物に関心を持つ機会を提供します。	5歳児を対象とし、R2は中止。R3～R5は感染症対策を講じ毎年1回の実施。園で育てた芋を使った、ポテトの包み焼きを調理。芋を洗う、切る、皮をむいてつぶし具材を混ぜて餃子の皮に包むなどの調理を園児が行い、ゆでる、焼くなどを食育サポーターが行った。包んだ皮に旗を付け、自分で作った物が分かるようにし感染症対策を行った。 自身で作る、食べる楽しみを体験できていた。	B	健康推進課 健康係



No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係
2	きっずクッキング（小学生）	小学生を対象に調理実習を通して肥満予防、朝食摂取について学習機会を提供していきます。	毎年6月、放課後時間を利用し児童館や町民センター及び小学校家庭科室で実施。食育サポーターの協力を得て自ら作った野菜が入っている料理を作り、おいしく食べる体験を行った。 R2:中止 R3:児童館ホールにおいて感染症対策を講じ、ジュースの糖分量クイズと混ぜるだけゼリーづくり R4:町民センターにおいて、手作りピザ、ココロスープづくり、野菜ビンゴと野菜の効用 R5:小学校家庭科室において、ビビンバもどき丼、がるがるゼリーと3色食品群クイズ	B	健康推進課 健康係
3	朝食普及事業	認定こども園の園児と、小学校1～3年生を対象に、「早寝・早起き・朝ごはん・朝うんち」をスローガンに毎年6月、朝ご飯ぬりえカレンダーを配布し、朝食摂取の動機づけを図ります。	配布数と取組数 R3:77人中48人(62.3%) R4:76人中40人(52.6%) R5:82人中37人(45.1%)小学生6年生に対象を拡大 小中学生の朝食欠食はH29年からR5年までの間でR4年の1人を除き全く食べない者は0人となっている。	B	健康推進課 健康係
4	食育の日事業	毎月19日（食育の日）に園児の好き嫌いや食べ方を把握し、実態から見える課題について保育教諭と相談し、園児に対し栄養教育を実施するとともに、保護者に対しては、情報発信を行います。	R2:10回222人 R3:8回122人 R4:3回45人 R5:13回117人 共に給食を食べ、健康教育を年に3～4回実施。内容は3色食品群について、食具の使い方、食べ物の旬について、噛むことの大切さなどを実施。	B	健康推進課 健康係
5	学校との連携	小学4年生～中学生を対象に総合学習の時間で「食育講演会」を実施していきます。また、認定こども園と小学校においては、望ましい食習慣の定着を促すために栄養教諭等との連携を深めます。	R3:46人 小学生を対象に実施し、中学生はビデオ学習。 R4:85人 小中学生を対象とし、自分の可能性を最大限に引き出す食生活～生活習慣と食事の関係～ R5:29人 小学5.6年生を対象に実施。「食べることは生きること」～元気を作る食生活 人はなぜ食べるか、食べた物は自身の体にどう影響をしているのかについて教室内でやり取りを通して疑問を解消していく方法で実施。	B	健康推進課 健康係

#### (4)子育て・子育て支援の推進

##### ① 仕事と子育ての両立の推進

No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係
1	広報・啓発、情報提供の推進【再掲】	国、道、関係団体と連携を図りながら、仕事と子育ての両立支援のための体制整備、広報・啓発、情報提供等を推進します。	国・道のポスター掲示をはじめ「子育て応援ガイド」の全戸配布やHPにより町の子育て施策の周知を行った。	B	健康推進課 子育て支援係

## ② 児童館事業の充実

No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係
1	健全な遊びの指導や内容の充実	子どもの健康を増進し、情操を豊かにするために、健全な遊びの指導や内容の充実を図ります。また、帰宅等に際する安全確保も行います。	放課後の子どもの居場所づくりとして、児童館の利用を促し、受け入れ体制として放課後児童クラブに準じた形の環境を整え、健全な遊びの指導、帰宅安全指導を行った。	B	健康推進課 子育て支援係

## ③ 放課後児童の健全育成

No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係
1	キッズ体験くらぶ事業	子どもたちのものづくりや体験活動への興味と関心を高め、創造力を育むため、「キッズ体験くらぶ事業」を実施します。	R3:5 回実施 平均参加者数 9 人 R4:6 回実施 平均参加者数 7.3 人 R5:8 回実施 平均参加者数 6.5 人 R6:9 回予定 目標平均参加者数 10 人	B	教育委員会 社会教育係
2	放課後子ども教室	放課後の子どもたちの健全な居場所を提供します。	放課後の居場所づくりと運動習慣のため外部講師によるバドミントン教室を実施した。 登録者 ～R3:20 人 参加率 62.2% R4:14 人 参加率 57.6% R5:20 人 参加率 68.4%	B	教育委員会 社会教育係

## ④ 子育て環境の整備

No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係
1	学び応援事業	小中学生へ職業への理解を深めるため、専門的な職業の現場見学などを実施します。	小学生は近隣市の電気技術会社でペットボトルの口ケット製作・打上体験。中学生は講演会の聴講を行った。	B	教育委員会 学務係
2	公設学習塾	希望する小学校 4～6 年生を対象に国語と算数、中学校全学年を対象に英語と数学を、民間の講師による指導により、学力向上を図ります。	対象に対する参加率、概ね 4 割程度 (R5) 参加者と非参加者のテスト結果に大差はないが、クラスの学力低位層の底上げ効果、家庭学習の定着に繋げる効果を担っている。 R3:小学校 18 人 中学校 16 人参加 R4:小学校 20 人 中学校 18 人参加 R5:小学校 15 人 中学校 10 人参加	B	教育委員会 学務係
3	小学生夏休み合宿ゼミの実施	小学 4 年生～6 年生を対象に、夏休み期間に、民間学習塾の講師を招いて 1 泊 2 日の夏休み合宿ゼミを引き続き実施します。	参加率は 7 割程度 (R5) R3:24 人参加 R4:23 人参加 R5:27 人参加 ※コロナ感染症予防のため宿泊はなし。	B	教育委員会 学務係

No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係
4	小学校就学予定児童保護者家庭学習説明会	就学時健診に付き添った保護者を対象に、健診の待ち時間を活用し、空知教育局の職員を講師に招き生活リズムや必要性を説明することで、家庭での学習習慣の定着を図ります。	毎年 10 月に小学校を会場に実施している。就学時健診の待ち時間に行うことは有効であり、今後も家庭学習の大切さを認識してもらう貴重な機会である。 R2:18 名 R3:10 名 R4: 6 名 R5:10 名 R6: 6 名	B	教育委員会 学務係

## (5)子どもの未来応援事業(子どもの貧困対策)

### ① 相談対応と支援の推進

No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係
1	ママの歯科検診・相談	歯科医師による無料歯科検診を乳幼児健診時にあわせて行います。	【利用数】(対象者/利用者) R4 年度:19 人/1 人 R5 年度:23 人/1 人	B	健康推進課 健康係
2	乳幼児相談・健診 【再掲】	乳幼児の月齢に応じた心身の発達・発育状況を確認するとともに、保護者に対する育児不安の解消や相談の場とし、必要な支援・指導を行います。	【受診率】 R4 年度:平均 95.3% R5 年度:平均 89.0% (過去 5 年平均:94.7%) 未受診の者については、保護者と連絡を取り、未受診の理由を把握し、別日(健康相談等)で対象児の発育や育児環境を確認している。 (未受診者把握率:100%)	B	健康推進課 健康係
3	子育て相談(キッズとママのもしもしコーナー)	毎月第 4 木曜日午後 1 時半から 4 時の間、町民センター内健康相談室にて保健師・栄養士による子育て相談を実施します。	【利用数】(新規/延) R4 年度:11 人/30 人 R5 年度: 6 人/11 人  【利用率】(就学時前で保育利用なし対象者/うち実利用者) R4 年度:52.4% (21 人/11 人) R5 年度:54.5% (11 人/6 人)	B	健康推進課 健康係
4	巡回児童相談・巡回訪問療育相談、育児相談 【再掲】	児童相談所の協力の下、専門家による相談体制の確保を継続します。 また、就学前の子どもの育児に関しての身近な相談場所として、認定こども園での育児相談の PR 強化を図ります。	児童相談所と連携、情報交換に努め、個々のケースに応じて巡回児童相談を活用し、保護者との日常的な繋がりを絶やすことなく相談にあたり、就学前には認定こども園において育児相談を行うとともに、発達に応じて教育委員会と情報共有し、教育相談を行った。	B	健康推進課 子育て支援係

### ② 保育・教育支援の推進

No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係
1	幼児教育・保育の無償化 【再掲】	幼児教育・保育の無償化について引き続き実施していきます。	保育利用料と給食費の全額無償。	A	健康推進課 子育て支援係

No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係
2	公設学習塾 【再掲】	希望する小学校 4～6 年生を対象に国語と算数、中学校全学年を対象に英語と数学を、民間の講師による指導により、学力向上を図ります。	対象に対する参加率、概ね 4 割程度 (R5) 参加者と非参加者のテスト結果に大差はないが、クラスの学力低位層の底上げ効果、家庭学習の定着に繋げる効果を担っている。 R3:小学校 18 人 中学校 16 人参加 R4:小学校 20 人 中学校 18 人参加 R5:小学校 15 人 中学校 10 人参加	B	教育委員会 学務係
3	小学校夏休み 合宿ゼミ 【再掲】	小学 4 年生～6 年生を対象に、夏休み期間に、民間学習塾の講師を招いて 1 泊 2 日の夏休み合宿ゼミを引き続き実施します。	参加率は 7 割程度 (R5) R3:24 人参加 R4:23 人参加 R5:27 人参加 ※コロナ感染症予防のため宿泊はなし。	B	教育委員会 学務係
4	就学援助	経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品、給食費、歯科医療費、体育実技用具費 (スキー)、修学旅行費を扶助します。	所定の審査を経て該当となる保護者に規定どおりに実施した。	B	教育委員会 学務係
5	通級指導教室 の交通費助成	砂川市通級指導教室へ通う児童に対し、交通費を助成します。	子育て世帯の経済的負担を軽減することで、移住定住対策の一助を担っている。 R3:2 人 R4:1 人 R5:3 人	B	教育委員会 学務係
6	小中学生各種 検定料助成	小学生は漢字検定、中学生は漢字検定と英語検定の選択方式で、検定受験料を助成します。	【英検】 令和 3 年度より、中学校における英検助成が始まり、令和 5 年度より中学全年で実施となった。 R5:36 人/38 人が受験し、英語学習の指標の一つとして効果がある。  【漢字検定】 小中の 9 年を通して漢検を実施。 R3:小学校 79 人 中学校 38 人 R4:小学校 82 人 中学校 42 人 R5:小学校 70 人 中学校 38 人	B	教育委員会 学務係
7	小中学校教材 費助成	各学校の保護者負担を要する教材費を半額助成し、保護者の負担を軽減します。		B	教育委員会 学務係
8	学校教育の推 進に伴う費用 の負担と補助	学校教育の推進に伴う費用の負担と補助として「スキー授業バス借上、リフト代」「中学校部活動各種大会参加費補助」「学校健康会負担金」に町費を充てて保護者の負担を軽減します。	子育て世帯の経済的負担を軽減することで、移住定住対策の一助を担っている。	B	教育委員会 学務係
9	学校給食費助 成	町内で小中学生を育てる子育て世帯の定住促進及び経済的負担を軽減するために加工賃を含め給食費の無償化します。		A	教育委員会 学務係

No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係
10	小学校修学旅行助成	修学旅行に係るバス借上料、高速道路使用料を全額助成します。	子育て世帯の経済的負担を軽減することで、移住定住対策の一助を担っている。	B	教育委員会 学務係
11	中学校修学旅行助成	上砂川町の母村である福井県鶉地区への修学旅行費の一部を助成します。	本町の母村を訪問して開拓のルーツに接することにより、生徒が自分の育ってきた町への愛着心を育むとともに、我が町の故郷福井市に対する関心を高め、愛着心も醸成することができた。	B	教育委員会 学務係
12	奨学資金の貸付	高校に進学する際は月額最大1万円を、大学等の場合は同5万円を、また、入学奨学金として最大50万円までの貸付を無利子で行います。	将来の町の人材確保につながる効果が期待できる。 R3:2人、1,700千円 R4:2人、1,200千円 R5:6人、4,600千円	B	教育委員会 学務係
13	高校就学費等助成 【再掲】	高校に進学する子どもを持つ保護者の経済的負担を軽減するための助成を今後も実施していきます。	【助成額】 1人当たり：年間50,000円を上・下期に分けて助成（各期25,000円） 【実績】 R2:上期：37人・下期：37人 1,845,800円 R3:上期：39人・下期：39人 1,950,000円 R4:上期：31人・下期：31人 1,550,000円 R5:上期：25人・下期：27人 1,300,000円 ※R2は転出による月割助成有り	B	教育委員会 学務係
14	小中学校卒業アルバム助成	卒業アルバム購入代金の一部を助成し、保護者の負担を軽減します。	子育て世帯の経済的負担を軽減することで、移住定住対策の一助を担っている。 R3:小@5,000円×10人 中@2,100円×5人 R4:小@5,000円×16人 中@2,100円×16人 R5:小@3,000円×14人 中@2,100円×14人	B	教育委員会 学務係

### ③ 医療費助成等の推進

No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係
1	特定不妊治療（先進医療）費助成 【再掲】	特定不妊治療を受けている人を対象に、治療費の全額助成を行います。	●利用状況（申請数/出産数） R4年度:0件/0件 R5年度:1件/0件	B	健康推進課 健康係
2	重度心身障がい者医療給付事業	①身障手帳1・2・3級（3級：内部疾患、ヒト免疫不全）を持っている人、②療育手帳（A判定）、重度の知的障害者と診断（判定）された人、③精神保健福祉手帳1級を持っている人（外来のみ助成）を対象に医療費を助成します。	R2 延 1,632件 6,815千円 R3 延 1,436件 6,174千円 R4 延 1,615件 6,495千円 R5 延 1,725件 5,610千円	—	福祉課 医療保険係

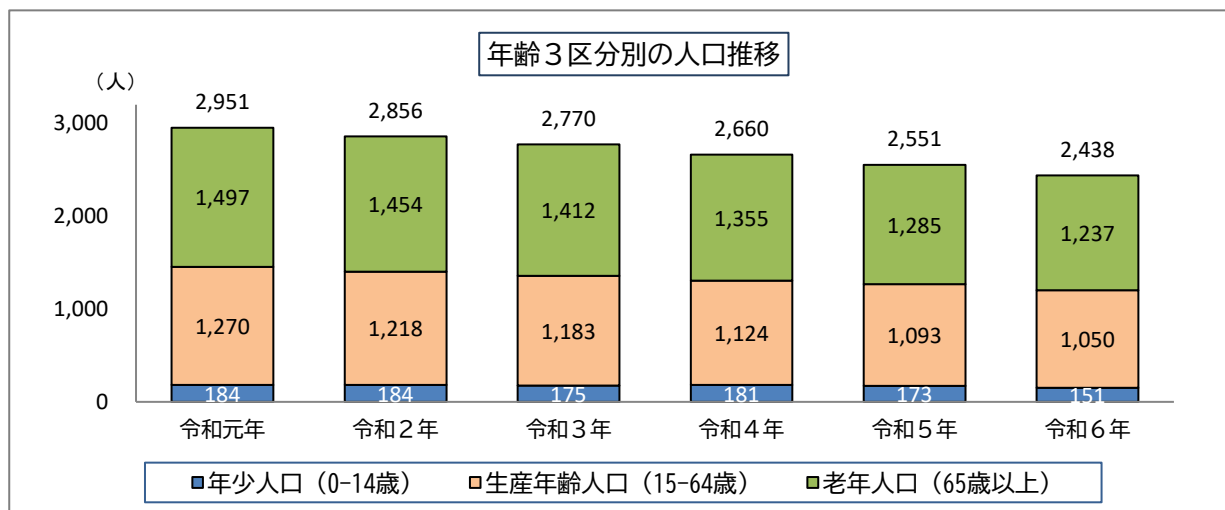
No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係
3	ひとり親家庭等医療給付事業	①ひとり親家庭で20歳未満の子どもを扶養している親と子、②両親の死亡・行方不明等により、他の家庭で扶養されている20歳未満の子を对象に、親の入院・外来、子ども入院・外来の医療費（医療保険適用分）について助成します。	R2 延 765件 1,789千円 R3 延 758件 1,993千円 R4 延 795件 1,586千円 R5 延 1,001件 1,625千円	A	福祉課 医療保険係
4	乳幼児等医療給付事業	①就学前の乳幼児、②小学生（入院医療のみ ※所得制限有り）を对象に、医療費を助成します。	R2 延 1,285件 1,445千円 R3 延 1,412件 2,120千円 R4 延 1,152件 1,309千円 R5 延 1,416件 1,502千円	—	福祉課 医療保険係
5	高校生以下医療費助成	町内に在住する高校3年生以下の乳児、幼児、児童の受診者自己負担を助成する制度です。医療機関において受診した場合、その医療費の自己負担を全額助成します。	R2 延 617件 1,370千円 R3 延 579件 1,354千円 R4 延 718件 1,705千円 R5 延 1,075件 2,183千円	A	福祉課 医療保険係
6	養育医療給付	入院を必要とする重症未熟児の養育に必要な医療給付を行います。給付期間は満1歳の誕生日前日までとしています。	R2 対象なし R3 延 9件 902千円（対象3名） R4 対象なし R5 対象なし	—	福祉課 医療保険係
7	インフルエンザワクチン接種費用助成	町独自事業で高校生以下・妊婦に対して費用を全額助成します。	町内、空知医師会砂川部会の医療機関で接種体制を整備。 ●インフルエンザ予防接種実施率（任意） R4:41.3% R5:51.6%	B	健康推進課 健康係
8	子どもの生活習慣病予防健診	子どもの生活習慣病予防に向けて、小学5年生から中学3年生を対象に、健康診断を行います。	対象者全員に個別通知を行い、継続受診者にはLINEを使った健診日の案内を実施している。 ●健診受診率 R4:29.3% R5:21.2%	B	健康推進課 健康係
9	各種予防接種の推進【再掲】	生後2か月から始まる各種予防接種について、病気から子どもを守る予防接種について正しく理解し、適切な時期に必要な予防接種を受けることができるよう個別通知や広報によるPRとともに、保護者と接種スケジュールを一緒にたてるなどの支援を行います。	新生児訪問にて予防接種スケジュールを立て、乳幼児健診・相談の場面で適切な時期に接種できるよう支援している。 ●小児定期予防接種実施率 R4:86% R5:74.7%	B	健康推進課 健康係
10	児童手当	中学生までの子どもがいる保護者に年6回（2か月分ずつ）児童手当が支給されます。	国の委理事務として規定に沿った支給事務を行っている。  【参考】 延べ対象児童数 実績額 R2:1,960人 22,205,000円 R3:1,866人 21,210,000円 R4:1,764人 19,710,000円 R5:1,654人 18,120,000円 R6:1,555人 18,695,000円（見込）	—	健康推進課 子育て支援係
11	児童扶養手当	ひとり親世帯等の生活の安定と自立を促進するため、父母の一方または両方がいない18歳未満の子どもがいる人に、所得、扶養人数に応じて手当てが支給されます。	国の委理事務として規定に沿った支給事務を行っている。  【参考】 R2:5月期支払 39件 R3:5月期支払 32件 R4:5月期支払 34件 R5:5月期支払 30件 R6:5月期支払 24件	—	健康推進課 子育て支援係

No.	事業名称	内 容	具体的な実績など	評価	担当課・係
12	特別児童扶養手当	心身に障がいのある 20 歳未満の人の福祉増進を図る目的で、要件を満たしている人に手当が支給されます。	国の委理事務として規定に沿った支給事務を行っている。  【参考】 R2:4 月定時支払 5 件 R3:4 月定時支払 4 件 R4:4 月定時支払 2 件 R5:4 月定時支払 2 件 R6:4 月定時支払 1 件	—	健康推進課 子育て 支援係
13	障がい児福祉手当	20 歳未満で心身に重度の障がいがあるために日常生活において常時介護を必要とする在宅の人に手当が支給されます。	R2 から R6 まで 0 件	—	福祉課 福祉係
14	チャイルドシートの貸し出し	保護者の負担の軽減と子どもの安全を確保するため、チャイルドシートの貸し出しを行います。	令和5年度に新しいチャイルドシートを購入し、新しい車種にも対応できるようにした。 また、町ホームページにて貸し出し状況を確認することができるようにした。	B	総務課 総務係

## 2 人口の動向

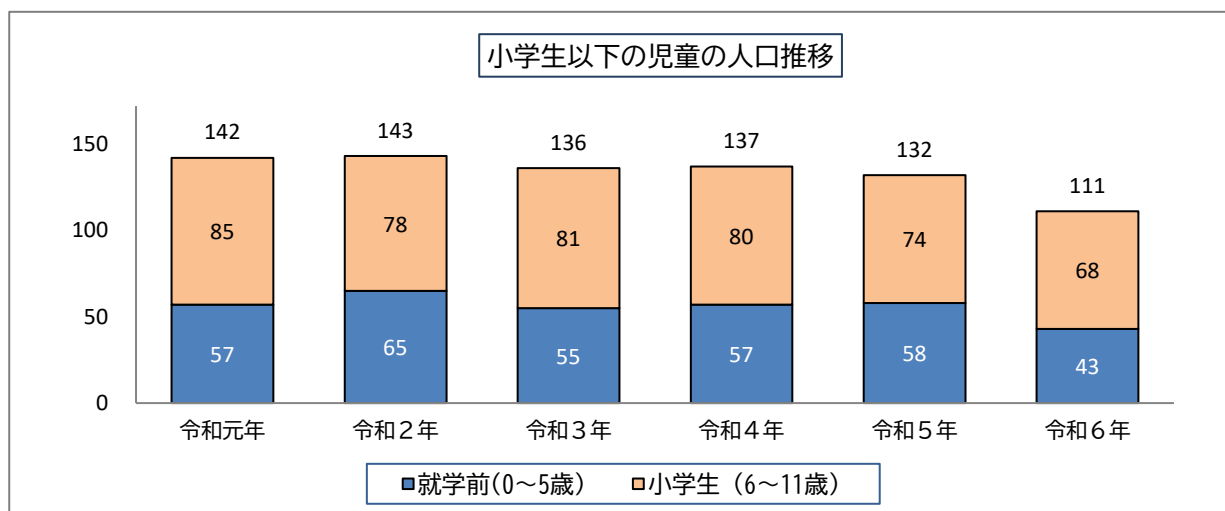
### (1)人口の推移

本町の人口は、令和元年の2,951人から令和6年には2,438人と減少傾向で推移しています。



資料:上砂川町(各年4月1日現在)

小学生以下の児童人口に関しては、令和5年以降、就学前児童、学齢児童ともに減少傾向にあります。



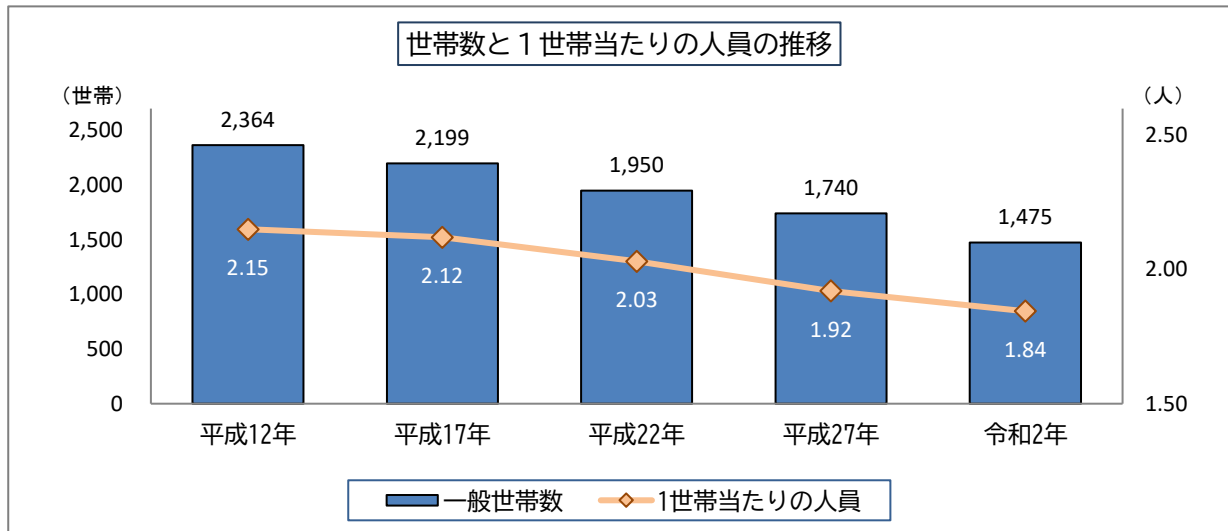
資料:上砂川町(各年4月1日現在)



## (2)世帯数及び1世帯当たり人員の推移

国勢調査における世帯数は、平成12年の2,364世帯から令和2年には1,475世帯と減少傾向で推移しています。

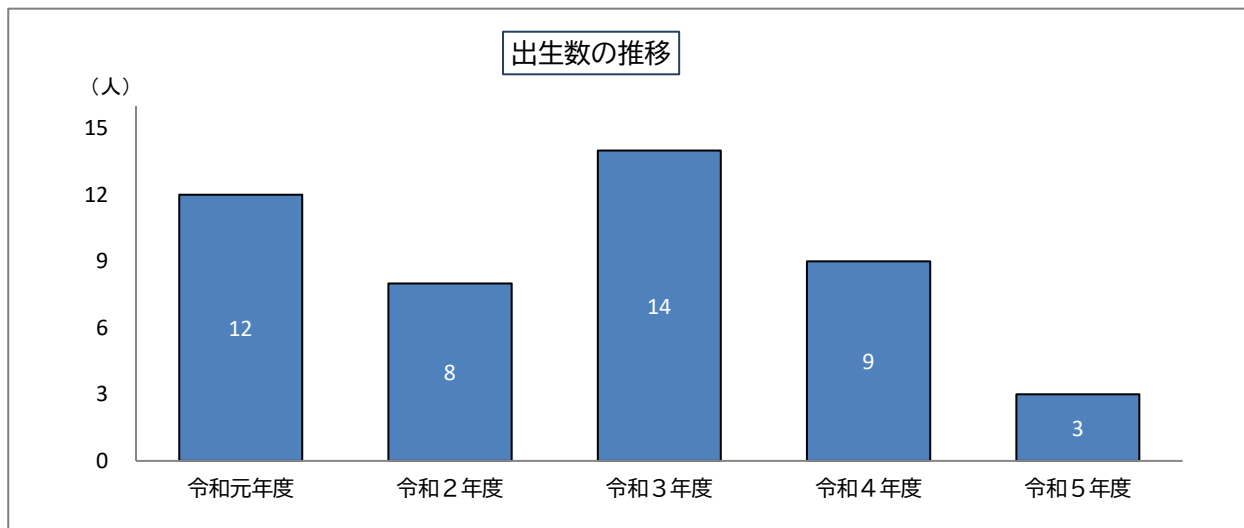
また、1世帯当たり的人员は、平成12年の2.15人から令和2年は1.84人と減少傾向にあり、核家族化の進行がみられます。



令和2年国勢調査

## (3)出生数の推移

令和元年度以降の出生数は年度ごとに増減があります。

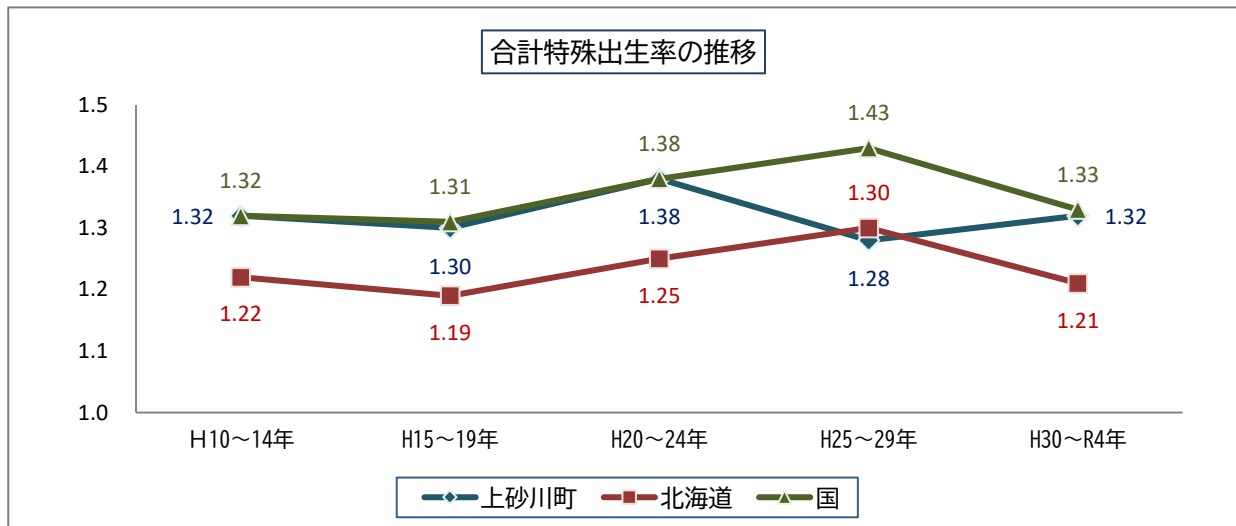


資料:上砂川町(年度合計)

#### (4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

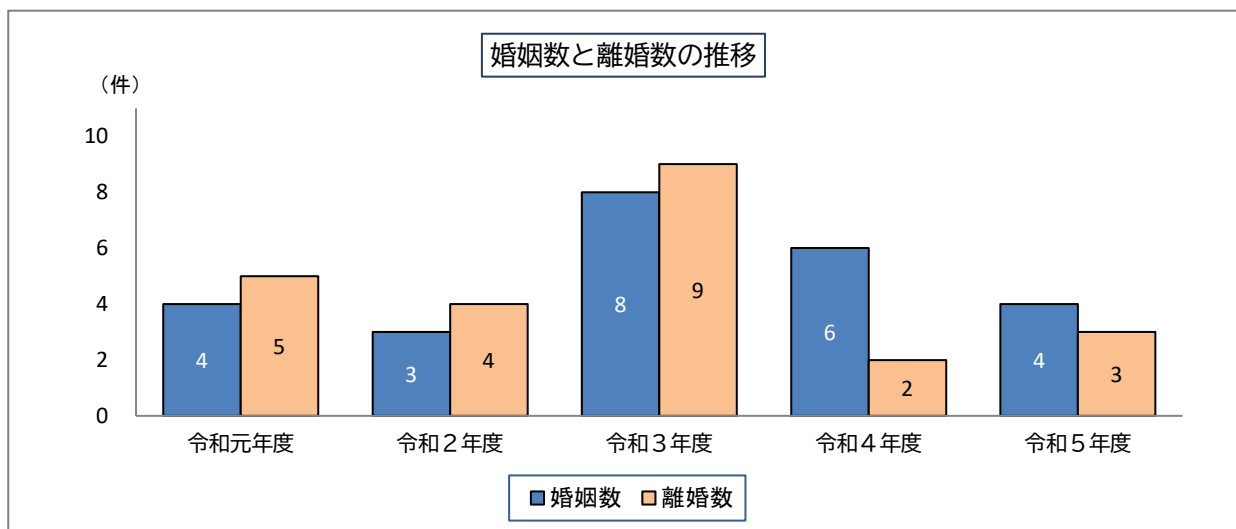
上砂川町の合計特殊出生率は、平成25～29年を除いて、北海道の水準を上回り、国の水準とほぼ同水準となっています。



資料:人口動態統計

#### (5) 婚姻数と離婚数

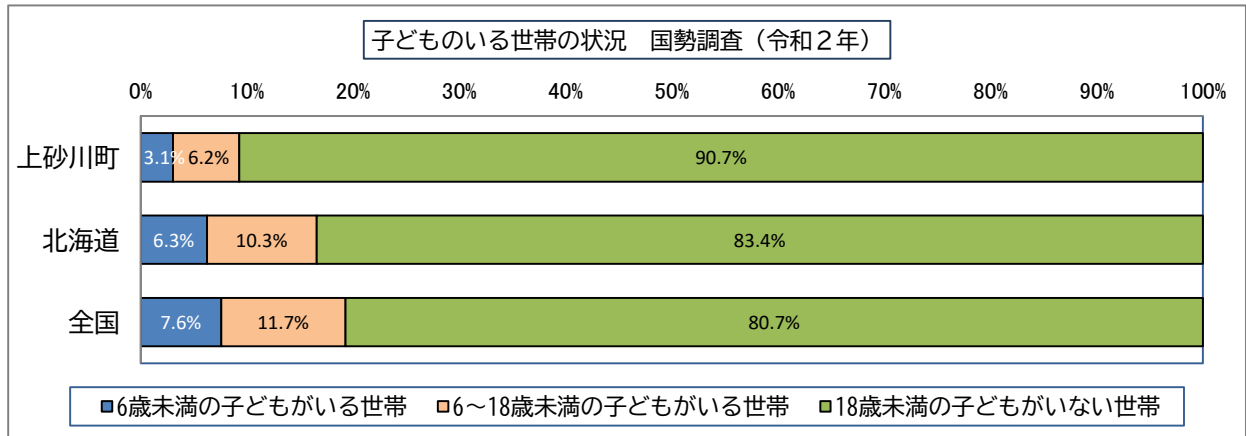
婚姻数については、令和3年度が8件と最も多く、令和2年度が3件と最も少なくなっています。また、離婚については、令和3年度が9件と最も多く、令和4年度が2件と最も少なくなっています。



資料:上砂川町(年度合計)

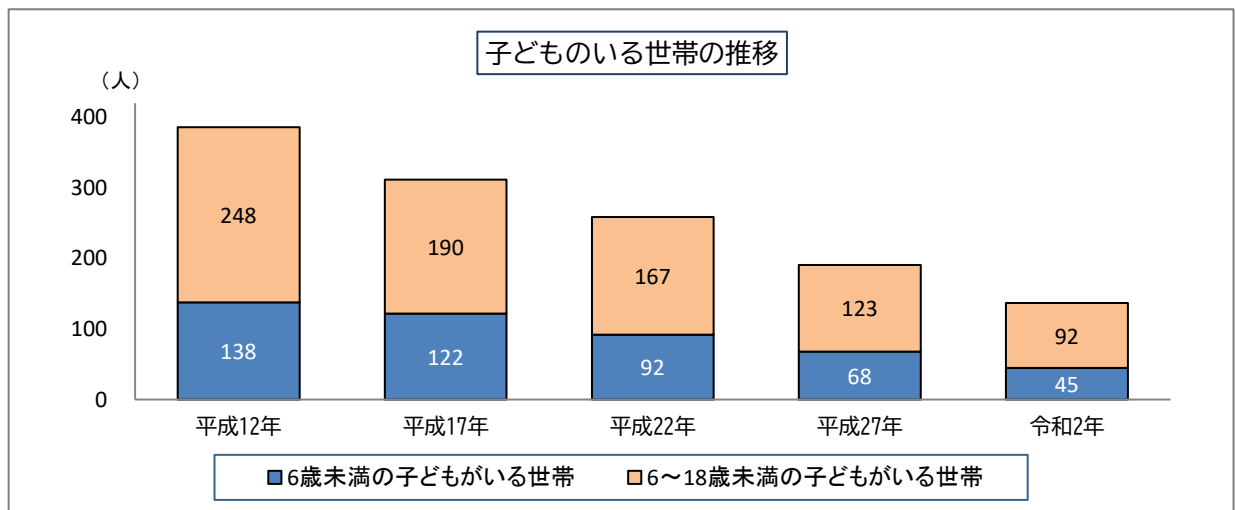
## (6)子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯の状況で、「6歳未満の子どもがいる世帯」、「6～18歳未満の子どもがいる世帯」ともに、全国水準及び北海道水準を下回っています。



資料：令和2年国勢調査

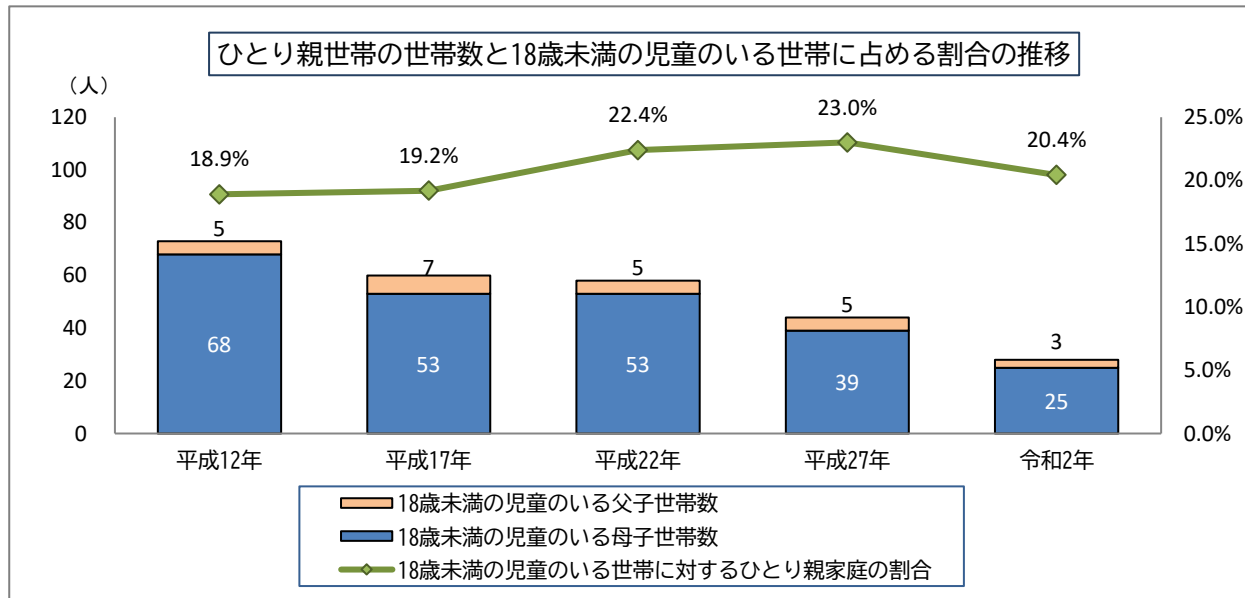
子どものいる世帯の推移では、「6歳未満の子どもがいる世帯」、「6～18歳未満の子どもがいる世帯」ともに年々減少し、少子化が進行しています。



令和2年国勢調査

## (7)ひとり親世帯の状況

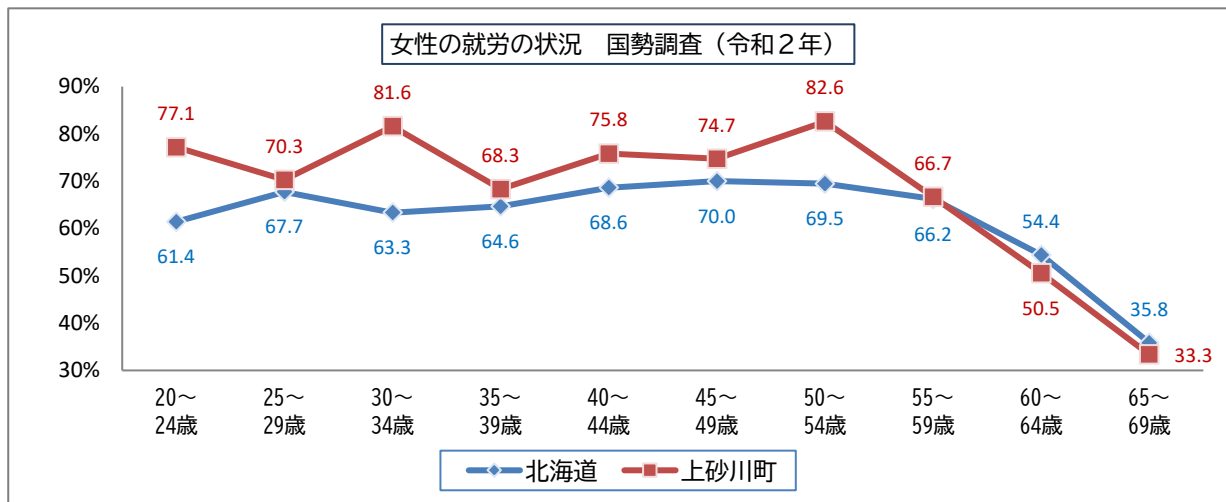
18歳未満の児童のいるひとり親世帯は、母子世帯、父子世帯ともに減少を続けていますが、18歳未満の児童のいる世帯に占める割合は平成27年まで増加傾向となっており、令和2年では減少しました。



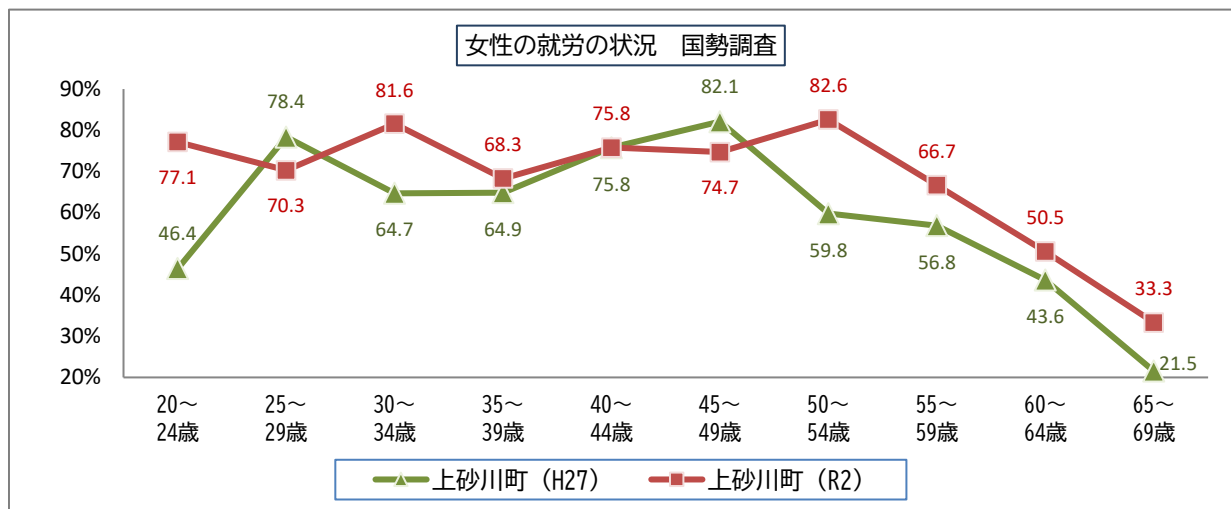
令和2年国勢調査

## (8)女性の就労の状況

本町における女性の就労状況は、北海道と比較して60歳以上を除く、ほとんどの年代で就業率が高くなっています。



平成27年と令和2年を比較すると、25～29歳、45～49歳を除く、ほとんどの年代で令和2年度の就業率が高くなっています。

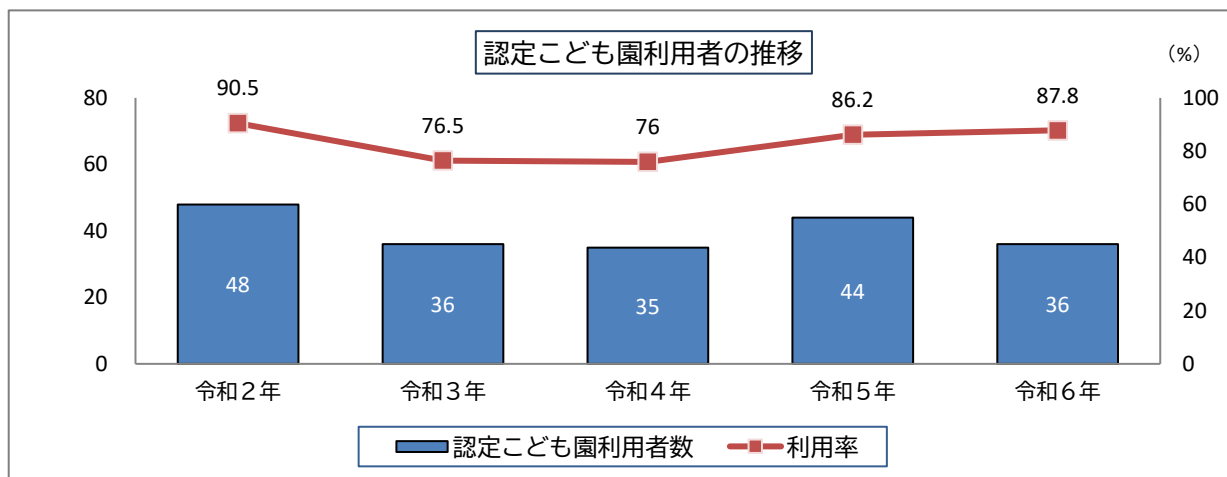


令和2年国勢調査

### 3 子育て支援の状況

#### (1) 認定こども園の状況

認定こども園利用者は、令和2年の48人から令和6年の36人まで高い利用傾向にあります。その要因としては、就労の有無に関わらず利用できることが考えられます。

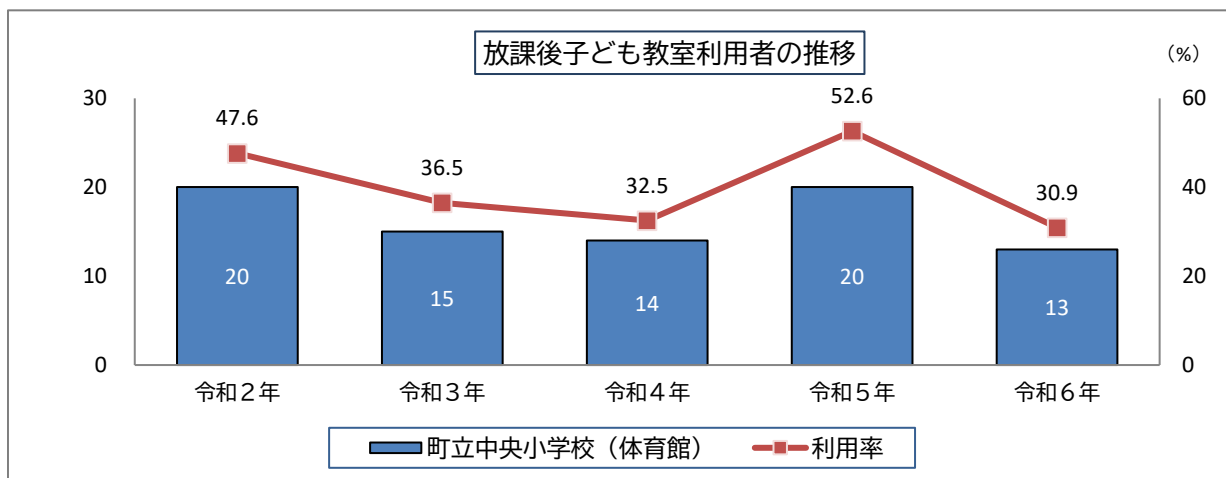


	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年 定員数
1歳から5歳までの人口 (人)	53	47	46	51	41	
認定こども園ふたば利用者 (人)	48	36	35	44	36	55
利用率 (%)	90.5	76.5	76.0	86.2	87.8	

資料：上砂川町(各年5月1日現在)

## (2)放課後子ども教室利用者の状況

放課後子ども教室の利用者は4年生から6年生としており、令和2年の20人から令和6年の13人まで総じて高い利用傾向にあります。



### 高学年(4～6年生)

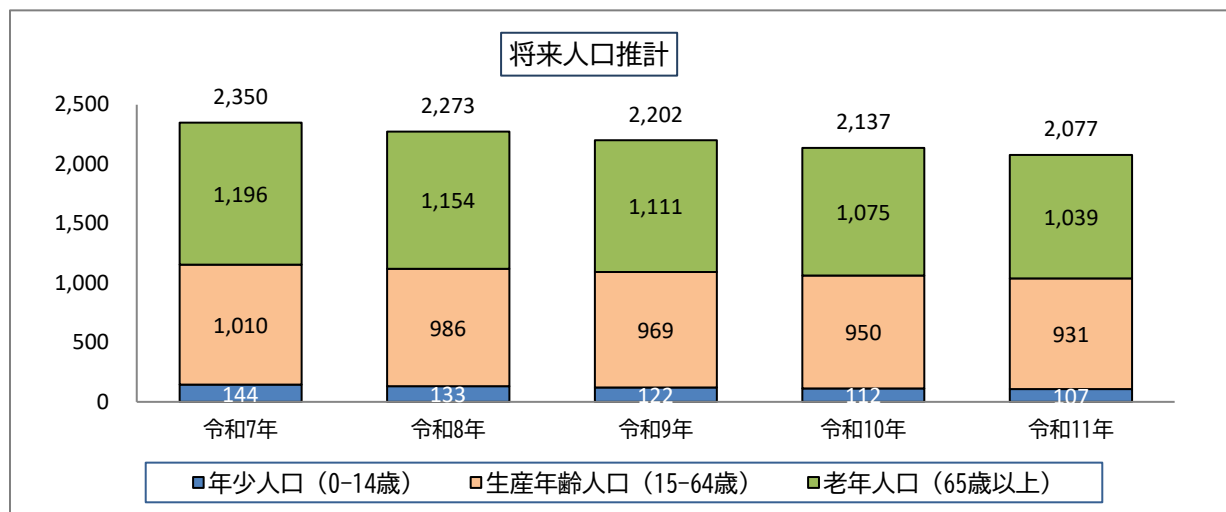
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
4～6年生までの児童数（人）	42	41	43	38	42
放課後子ども教室利用者（人）	20	15	14	20	13
利用率（%）	47.6	36.5	32.5	52.6	30.9

資料：上砂川町(各年5月1日現在)

## 4 将来人口推計

以下に、令和7年から令和11年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに減少しており、計画最終年の令和11年には総人口が<sup>3</sup> 2,077人、年少人口が<sup>3</sup> 107人と見込まれます。



	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年少人口 (0～14歳人口)	144	133	122	112	107
未就学児 (0～5歳)	42	37	34	30	28
小学生 (6～11歳)	59	59	47	46	45
中学生 (12～14歳)	43	37	41	36	34
生産年齢人口 (15～64歳)	1,010	986	969	950	931
老年人口 (65歳以上)	1,196	1,154	1,111	1,075	1,039
総人口	2,350	2,273	2,202	2,137	2,077

コーホート変化率法<sup>\*</sup>による推計

※コーホートとは、ある年(期間)に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察し、将来人口を推計する方法です。

例えば、ある年の20～24歳人口は5年後には25～29歳に達しますが、その間の実際の人口変化を分析し、これから導き出された傾向を基準となる20～24歳人口に当てはめて計算することで、5年後の25～29歳人口を推計するものです。



## 5 ニーズ調査結果

### (1)調査の目的

本計画を策定するにあたり、保護者の皆さんに子育てに関するアンケート調査を行い、今後の子育てサービスのニーズ量を把握するとともに、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちなのかをうかがい、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

### (2)調査対象者

- 就学前保護者調査：上砂川町在住の就学前児童をお持ちの保護者の方
- 小学生保護者調査：上砂川町在住の小学生児童をお持ちの保護者の方
- 小学生児童調査：上砂川町在住の小学生(4～6年生)児童
- 中学生生徒調査：上砂川町在住の中学生生徒
- 高校生生徒調査：上砂川町在住の高校生生徒

### (3)調査方法

郵送発送、WEB 回答による無記名回答方式

### (4)調査期間

令和6年6月～7月

### (5)回収状況

調査種類	調査対象者数	有効回収数	有効回答率
就学前保護者調査	34	21	61.8%
小学生保護者調査	49	18	36.7%
小学生児童調査	42	38	90.5%
中学生生徒調査	39	26	66.7%
高校生生徒調査	41	10	24.4%

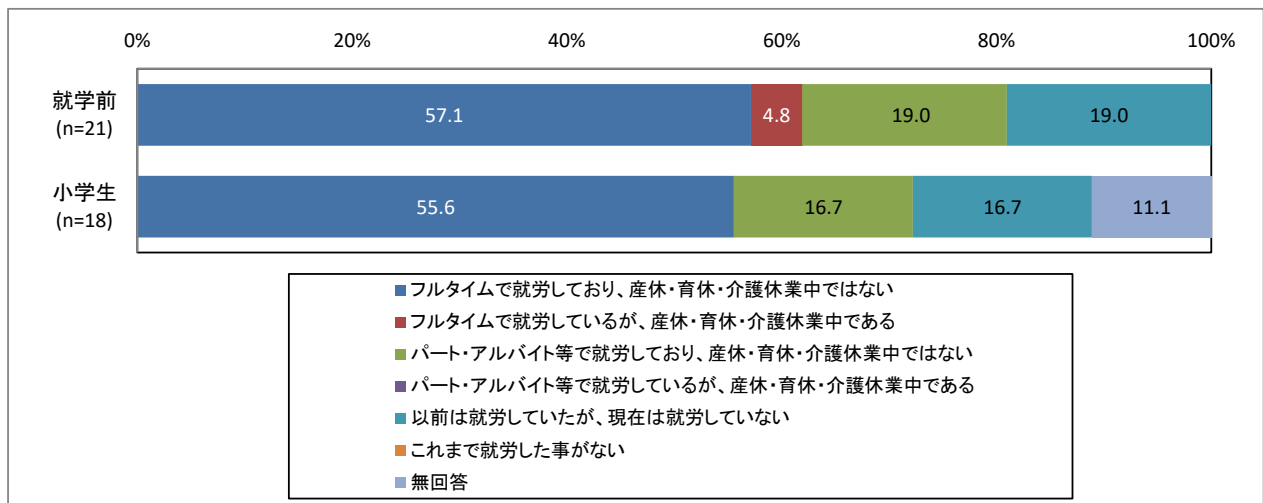
### (6)集計にあたっての注意点

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の”n=”は、各設問の対象者数を表しています。

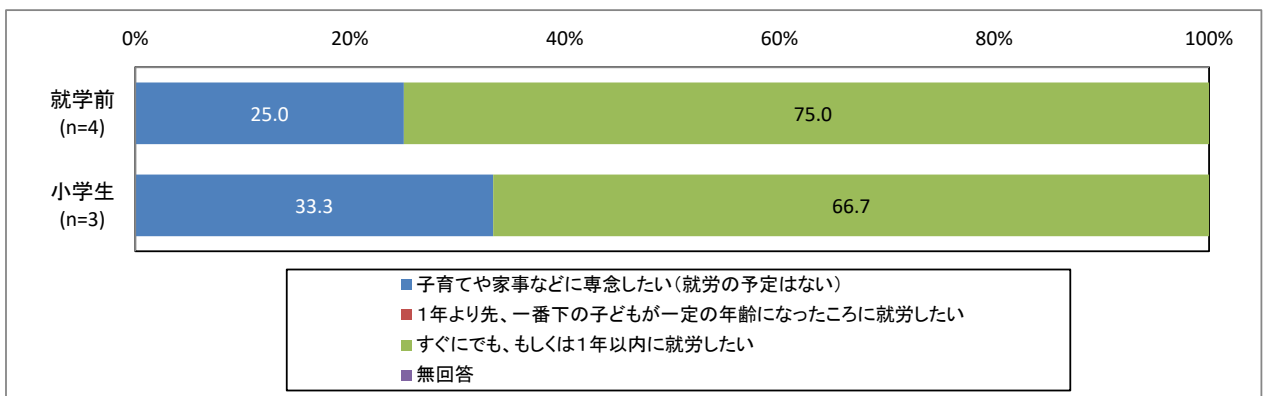
## (7)保護者調査結果

### ① 保護者の就労状況

母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童で 80.9%、小学生児童で 72.3%となっています。

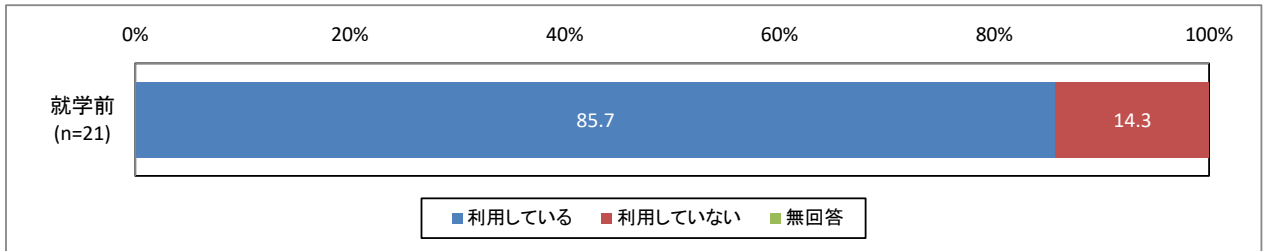


現在、就労していないと回答した母親の今後の就労希望は、就学前児童で 75.0%、小学生児童で 66.7%となっています。就労を希望する母親の割合が高いことから、今後増加すると考えられる保育ニーズを見据えた保育環境の整備が必要です。

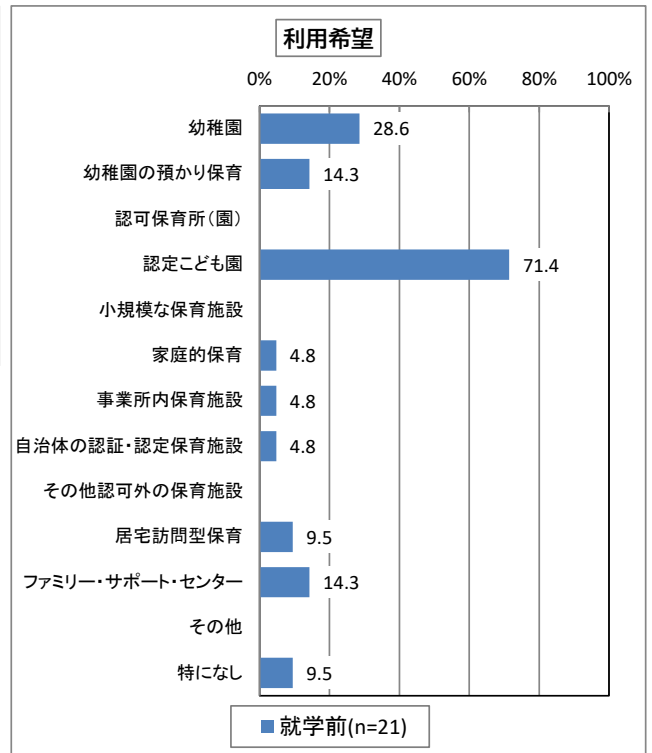
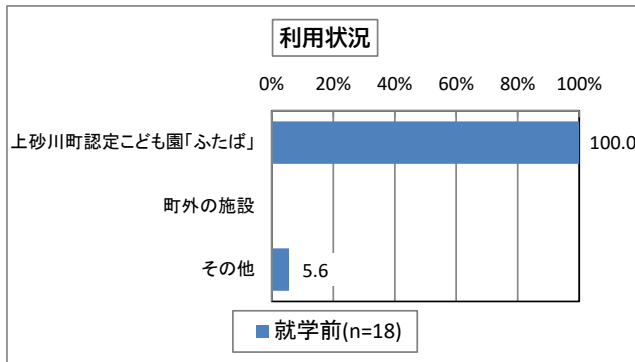


② 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(就学前児童のみ)

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の現在の利用状況は 85.7%となっています。

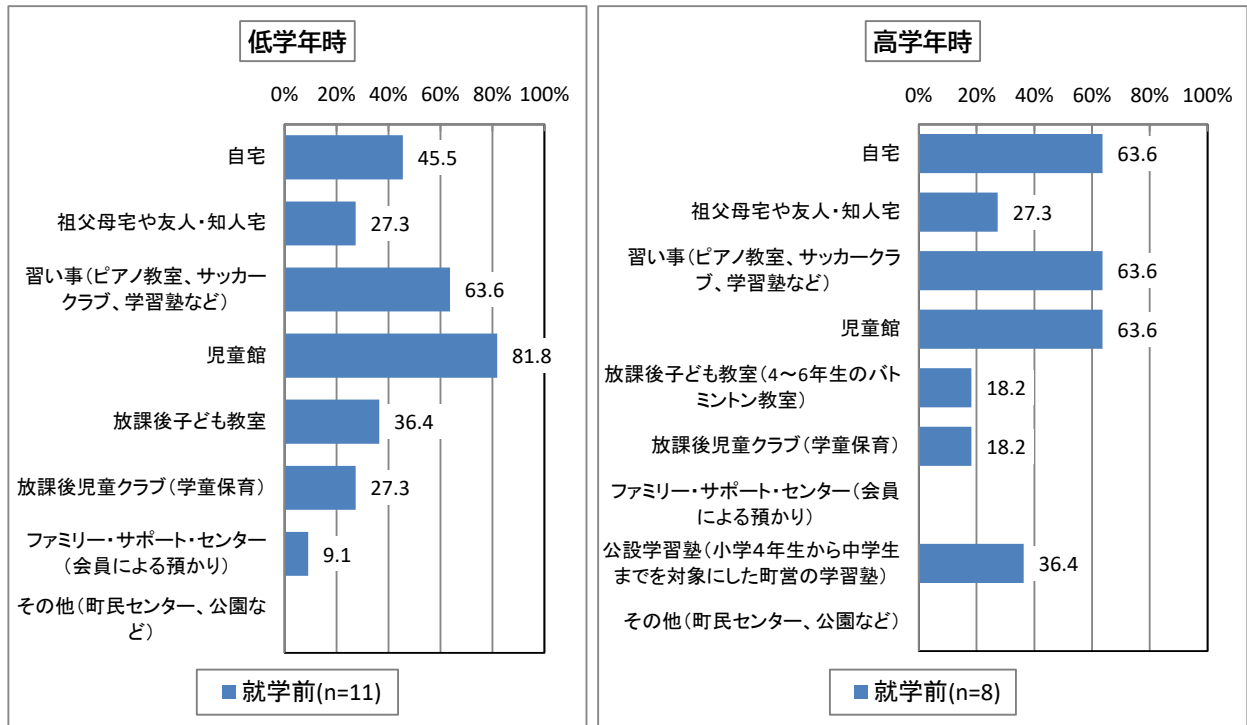


現状として、教育・保育の利用施設は、認定こども園が 100.0%となっているものの、今後希望する定期的な教育・保育の事業は「認定こども園」71.4%、「幼稚園」28.6%、の割合が高くなっています。

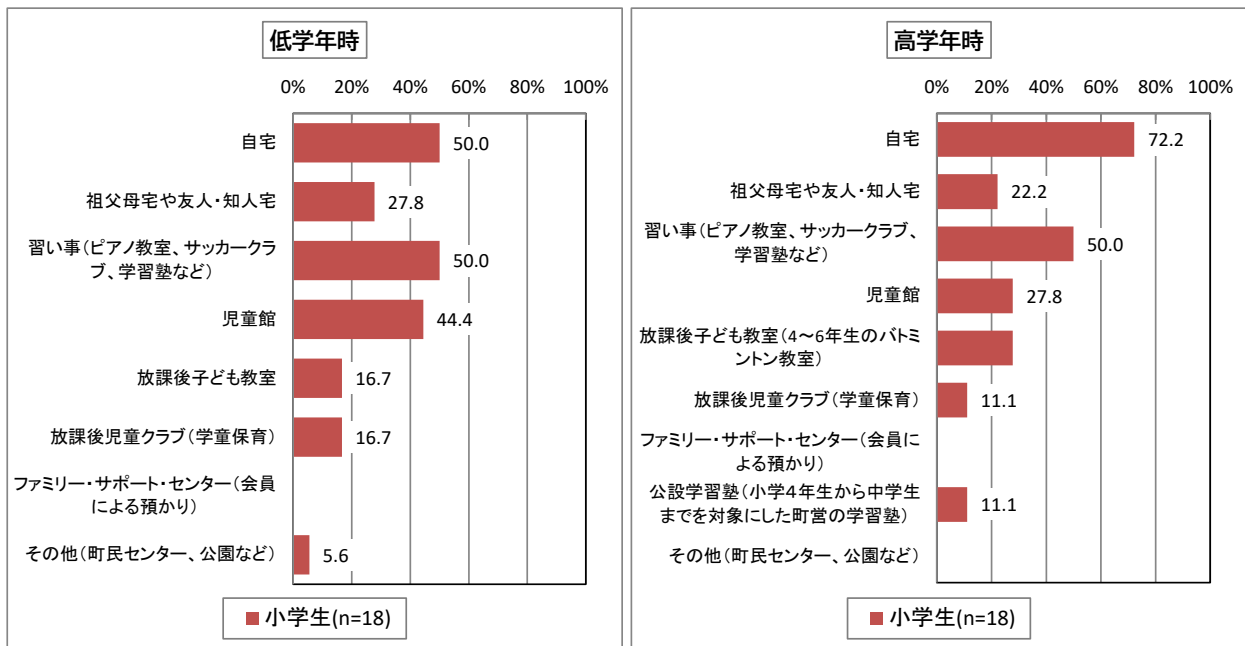


### ③ 放課後児童クラブ(児童館)

放課後の過ごし方について、就学前児童の保護者の希望として、低学年時は「児童館」の利用希望が81.8%、高学年時では同様に63.6%となっています。

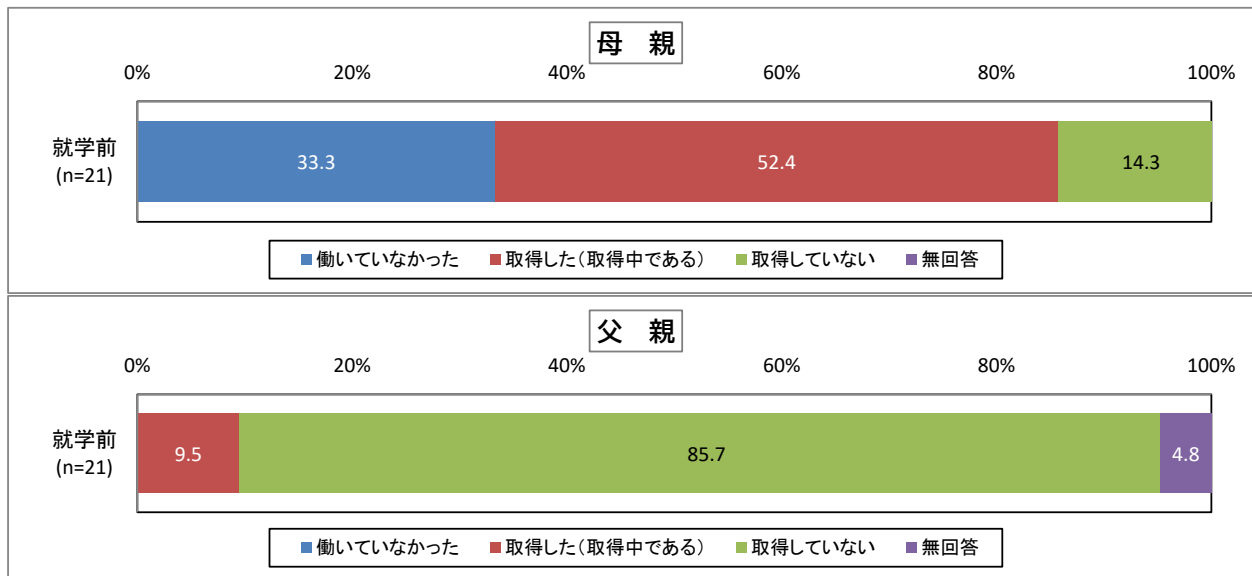


放課後の過ごし方について、小学校児童の保護者の希望として、低学年時では「自宅」「習い事」がともに50%、高学年時では「自宅」が72.2%と高くなっています。

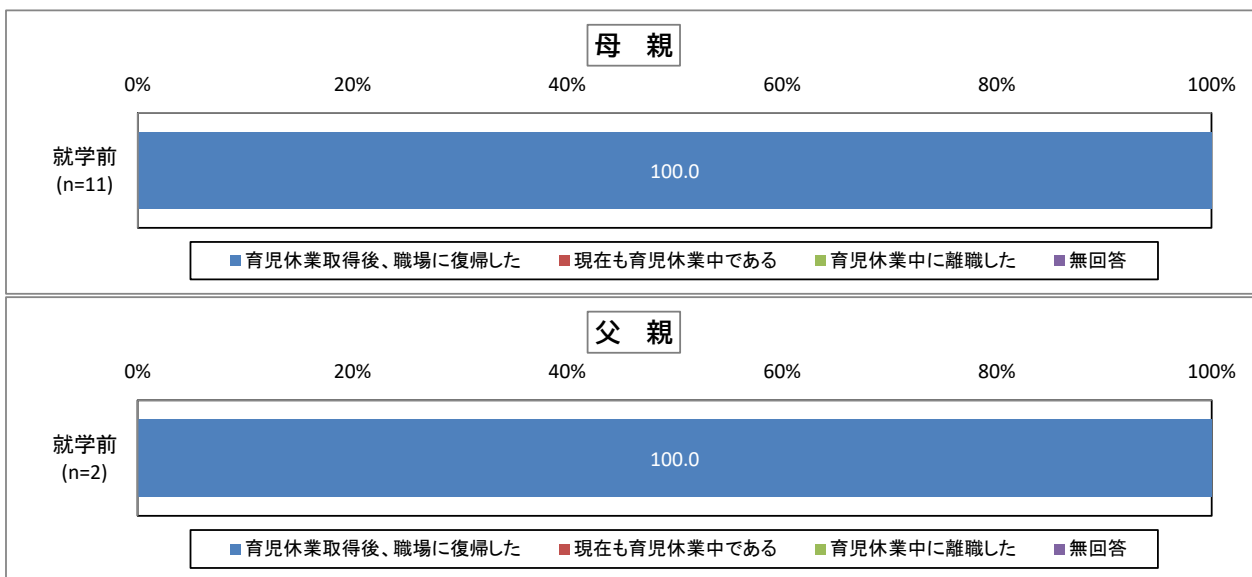


④ 育児休業や短時間勤務制度などの職場の両立支援制度(就学前児童のみ)

育児休業を取得または取得中の母親は 52.4%、父親は 9.5%となっています。



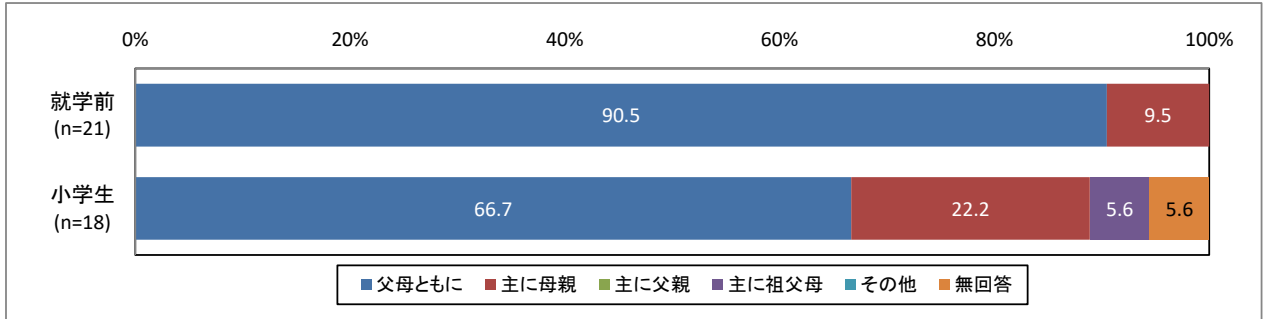
休業取得後に職場復帰した母親、父親ともに 100.0%となっています。



### ⑤ 子育ての状況

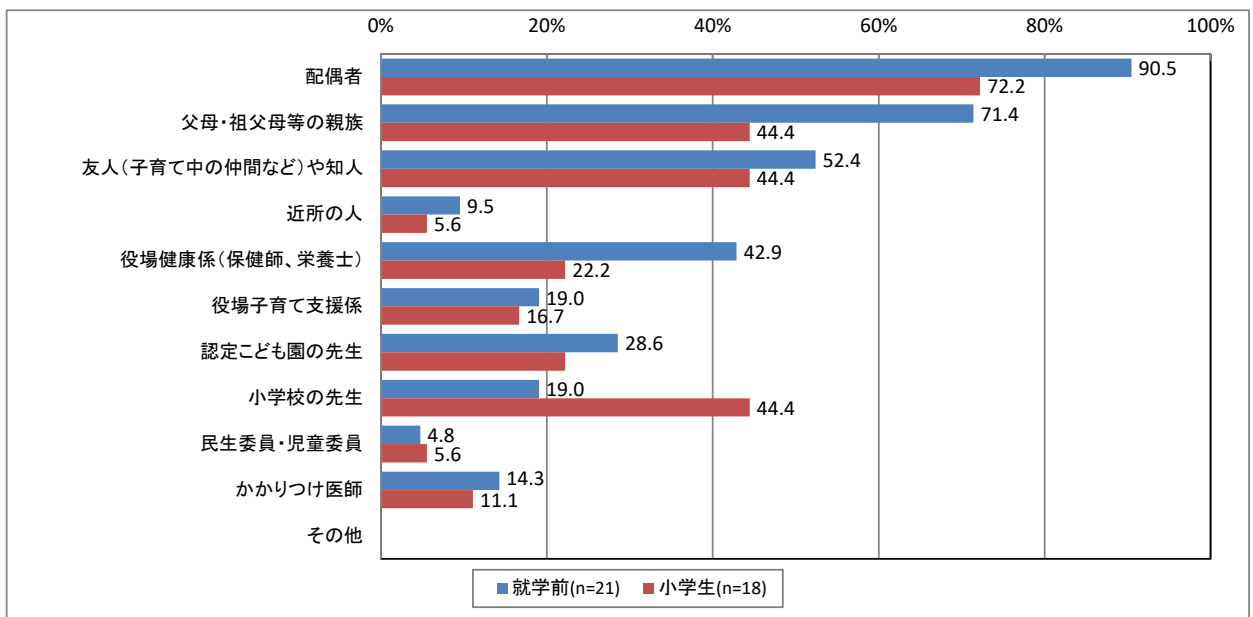
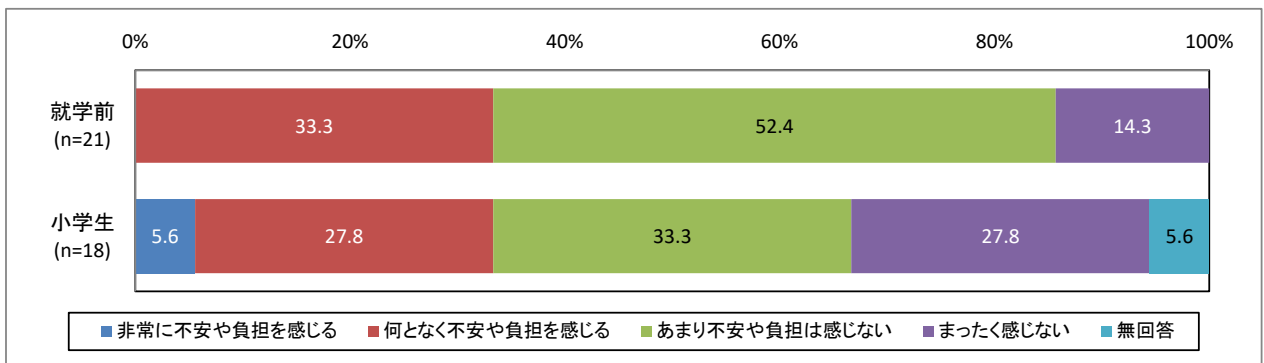
子育てを主に行っている方については、「父母ともに」が就学前 90.5%、小学生 66.7%と最も高く、次いで「主に母親」が就学前 9.5%、小学生 22.2%となっています。

一方、「主に父親」は就学前、小学生ともにみられません。



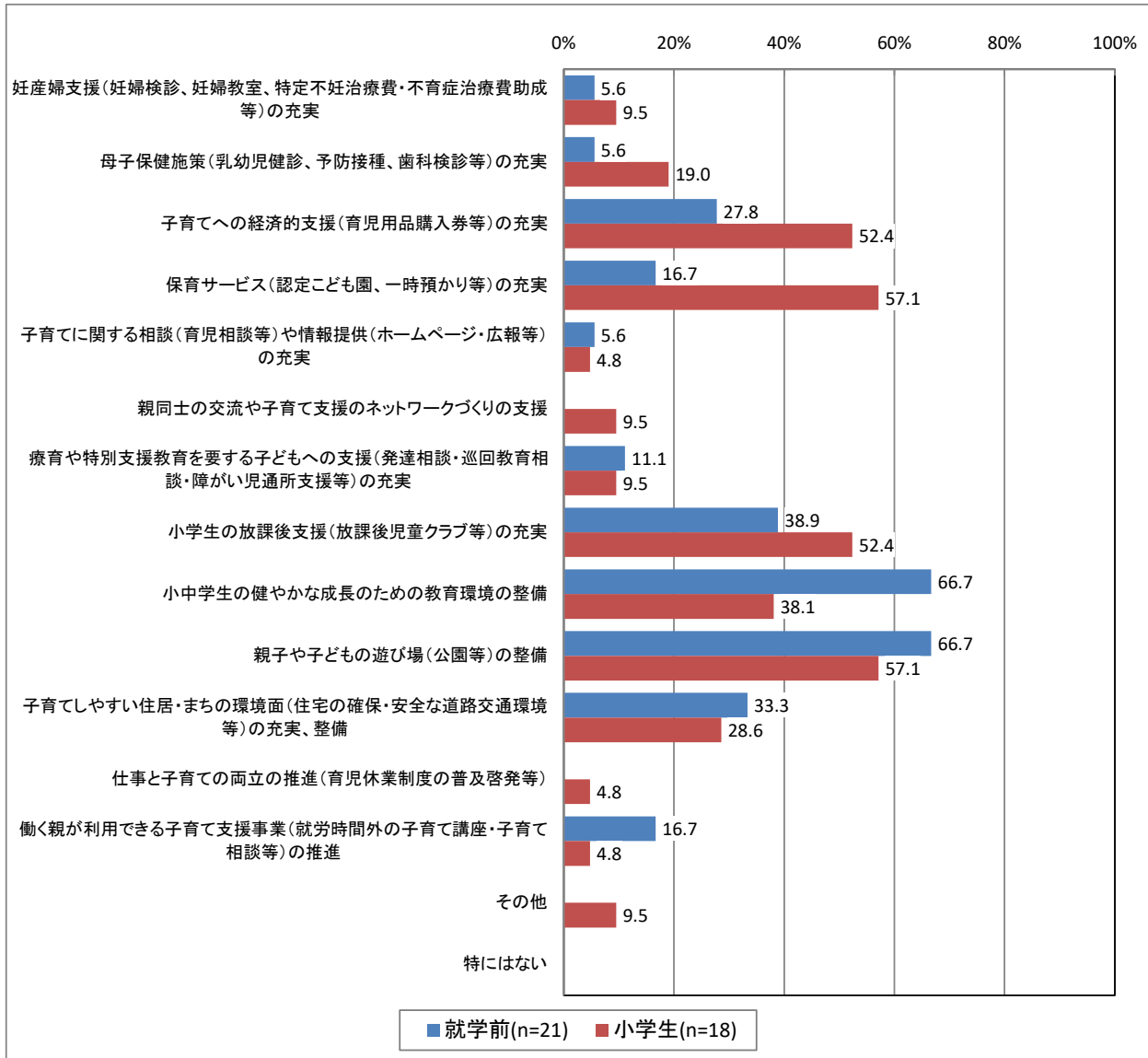
### ⑥ 子育てに対する不安や負担

子育てに対して、「非常に不安や負担を感じる」、「何となく不安や負担を感じる」と回答した人は、就学前児童で 33.3%、小学生児童で 33.3%となっており、双方ともその相談先は以下のとおり配偶者が最も高く、次いで父母・祖父母等の親族で、身近な人への相談が高い傾向にあります。



### ⑦ 充実してほしい子育て施策について

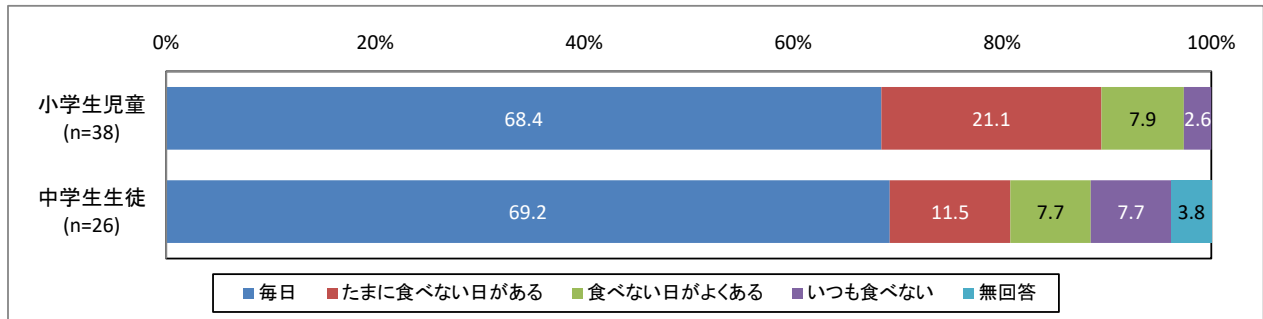
充実してほしい子育て施策では、就学前児童では、「保育サービス(認定こども園、一時預かり等)の充実」、「親子や子どもの遊び場(公園等)の整備」、小学生児童では「小中学生の健やかな成長のための教育環境の整備」、「親子や子どもの遊び場(公園等)の整備」などが高くなっています。



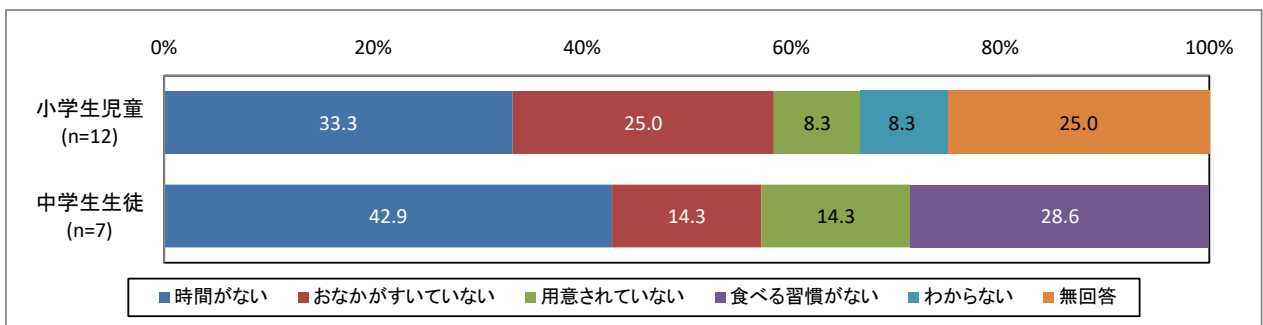
## (8) 児童・生徒調査結果

### ① 朝食の状況

学校に行く日の朝食の摂取状況では、小学生、中学生ともに「毎日、食べる」が最も高くなっていますが、「いつも食べない」も僅かにみられます。



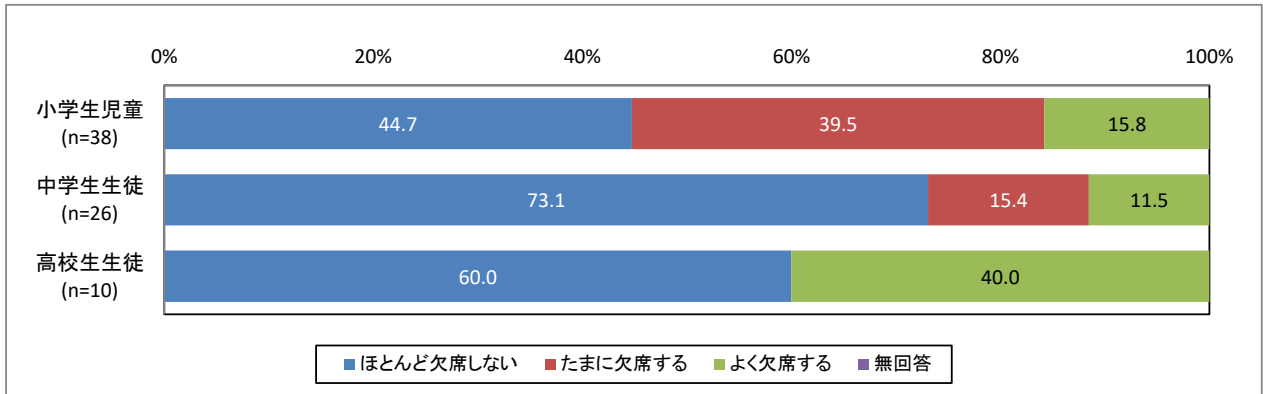
朝食を食べない理由は、小学生、中学生ともに「時間がない」が最も高くなっていますが、「用意されていない」が小学生で 8.3%、中学生で 14.3%です。



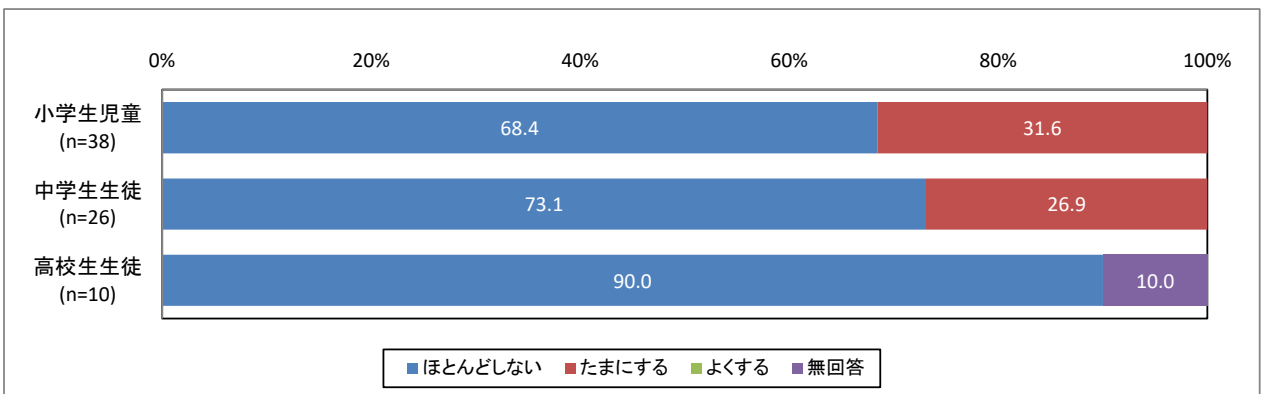


## ② 学校での状況

出席状況では、「ほとんど欠席しない」は、小学生で44.7%、中学生で73.1%、高校生で60.0%となっており、「よく欠席する」は、小学生で15.8%、中学生で11.5%、高校生で40.0%となっています。

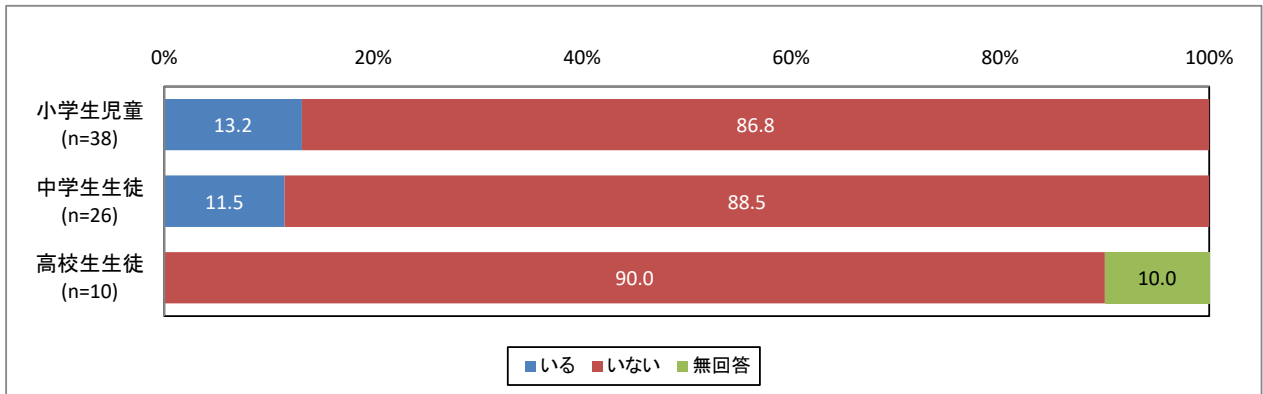


遅刻や早退の状況では、「ほとんどしない」は、小学生で68.4%、中学生で73.1%、高校生で90.0%と高い傾向にあります。



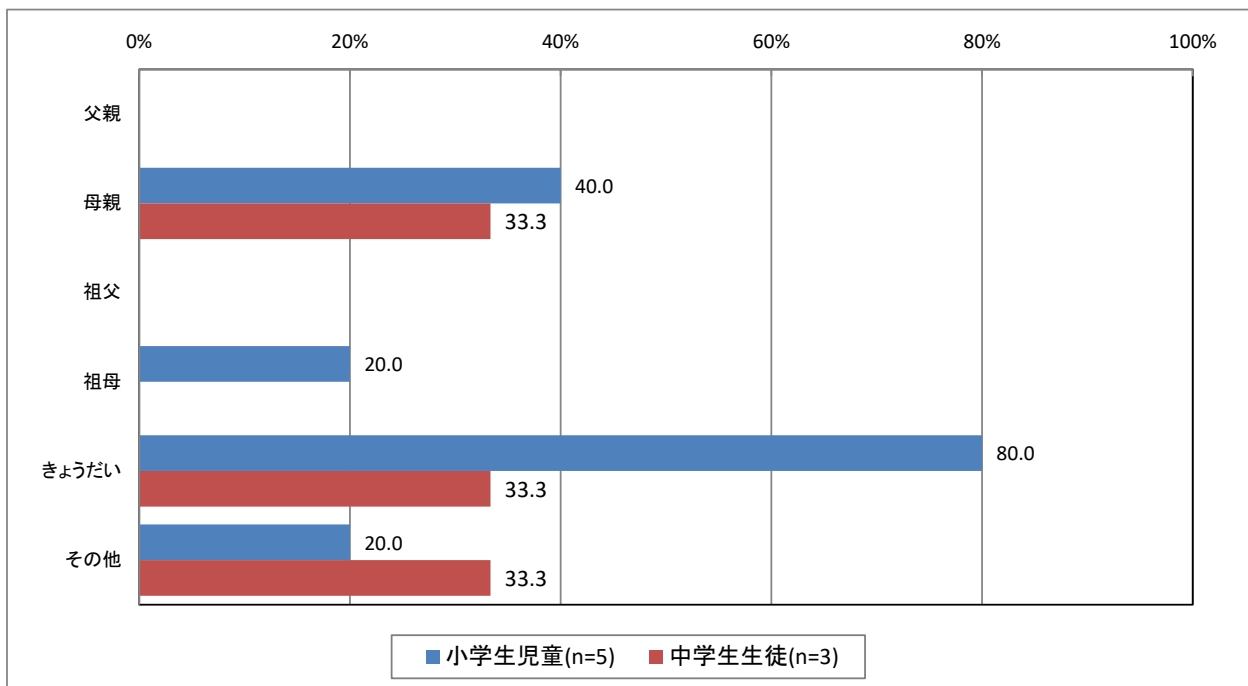
### ③ 家庭や家族の状況

お世話をしている家族の有無では、「いる」が、小学生で 13.2%、中学生で 11.5%となっています。



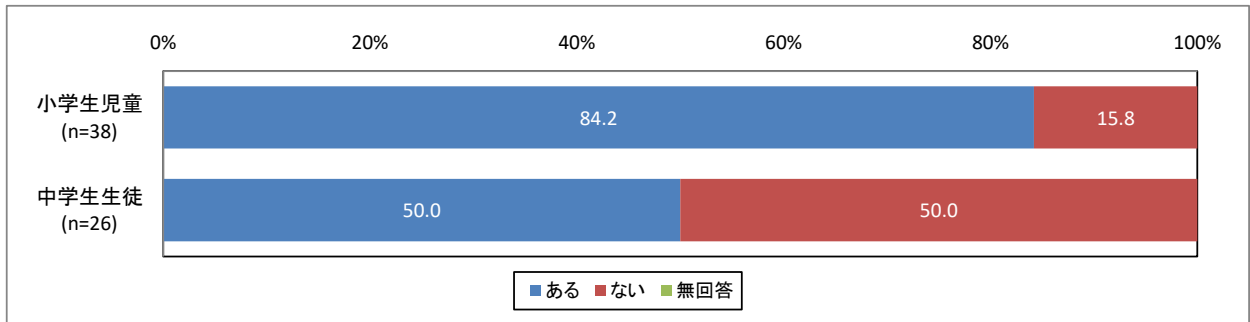
お世話を必要としている方では、小学生では「きょうだい」が 80.0%と最も高く、次いで「母親」が 40.0%、「祖母」「その他」がともに 20.0%となっています。

中学生では「母親」「きょうだい」「その他」がいずれも 33.3%と最も高くなっています。



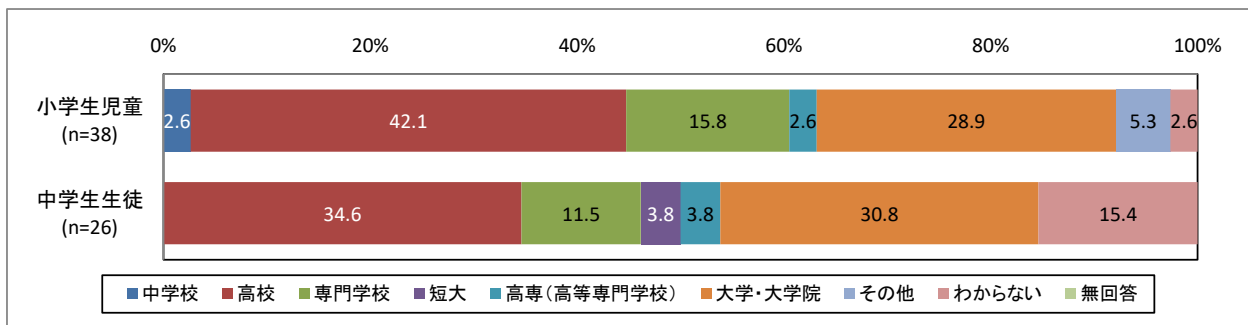
#### ④ 将来について

将来の夢の有無では、「将来の夢がある」では、小学生が 84.2%、中学生が 50.0%となっています。



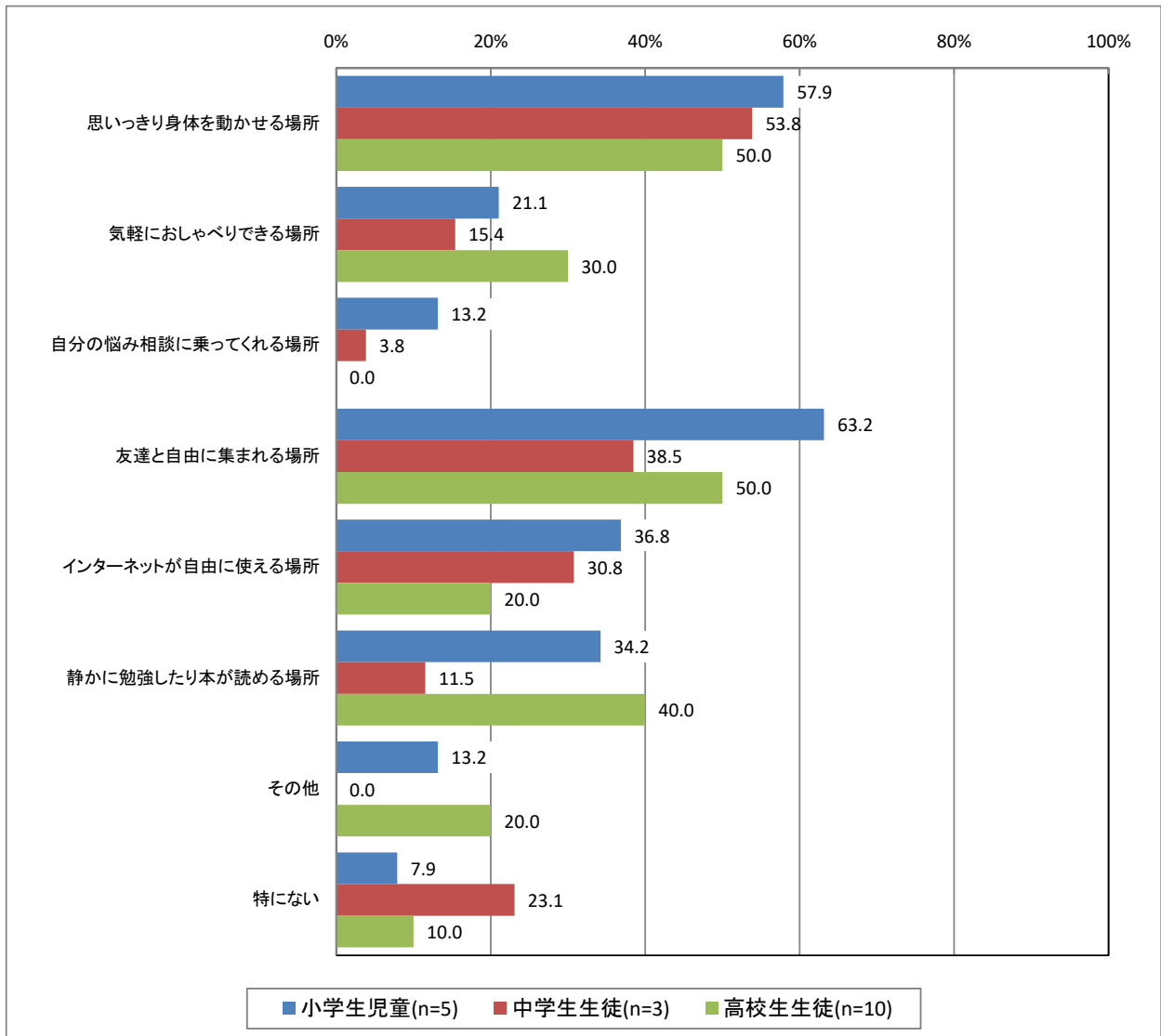
希望する進学先では、小学生では「高校」が 42.1%と最も高く、次いで「大学・大学院」が 28.9%、「専門学校」が 15.8%となっています。

中学生では「高校」が 34.6%と最も高く、次いで「大学・大学院」が 30.8%、「わからない」が 15.4%となっています。



⑤ 上砂川町にあれば良い場所

小学生では「友達と自由に集まれる場所」、中学生では「思いっきり身体を動かせる場所」、高校生では「思いっきり身体を動かせる場所」「友達と自由に集まれる場所」が最も高くなっています。



## 6 課題の整理

計画の策定にあたり、各種統計データ及びアンケート調査結果から読み取れる本町の子育て支援に関する課題について次のとおり整理しました。

### 課題1 少子化の進行

町の人口の減少に比例して、15歳未満の年少人口は令和元年から令和6年にかけて33人減少しており、「6歳未満の子どもがいる世帯」、「6～18歳未満の子どもがいる世帯」の割合はともに全国水準及び北海道水準を下回っていることから、更なる少子化の進行がうかがえます。

さらに、世帯数の減少が進み、1世帯あたりの構成人員は、2人を下回る状況となっており、多世代の交流や子育て世帯同士での交流機会の減少が予想されます。

このため、子育ての孤立感が高まり、子育てに対する不安や負担が増すことで、子どもの育ちへの影響が懸念されます。

### 課題2 子育て環境の整備・充実

保護者調査において今後充実を図ってほしい施策について、「質の高い保育サービスの提供（認定こども園、児童館）の充実」、「親子や子どもの遊び場（公園等）の整備」、「小中学生の健全な成長のための教育環境の整備（学習指導を含む）」などを求める傾向が高く、児童・生徒調査における上砂川町にあれば良い場所では、「思いきり身体を動かせる場所」、「友達と自由に集まれる場所」といった傾向が高くなっています。

### 課題3 子育てへの経済負担

経済は回復傾向にあるものの、物価高によって子どもの養育にかかる経費も高騰しつつあり、アンケート結果から小学生のいる家庭の3割近く、就学前児童のいる家庭の2割で将来的な教育を受けさせるための準備ができていないとの現状から、家計に占める子どもの養育費は必ずしも十分とはいえない状況にあります。

このため、将来子どもが希望する進路への影響が懸念されます。



## 第3章

# 子育ての課題に対する施策の展開





## 第3章 子育ての課題に対する施策の展開

### 1 少子化対策

人口減少と国に先駆けた少子高齢化が進む中、希望する人が安心して子どもを産み育てられるよう、母子保健対策の推進では、妊娠・出産期から伴走型支援を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

また、子育て支援サービスの推進につきましては、母子保健と児童福祉の専門性をいかした支援を行うため「子ども家庭センター」の設置に向け準備を進め、子ども、子育て世代の相談支援事業の充実を図ります。

#### (1)母子保健対策の推進

No.	施策・事業名	内 容	担当課・係
1	妊婦一般健康診査助成事業	妊婦健診と超音波検査費用を出産まで助成	健康推進課 健康係
2	陣痛タクシー助成事業	陣痛が起きた際の砂川市立病院までの移送費を全額補助することにより妊婦の不安を解消し、安心・安全な出産に資する	
3	産婦健診・産後ケア事業利用料助成事業	産後の健診及び出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができるよう支援	
4	新生児聴覚検査助成事業	先天性難聴の早期発見のため、新生児聴覚検査に要する費用を全額助成	
5	不妊治療(先進医療)費等助成事業	特定不妊治療実施者に治療費の自己負担額全額助成及び、先進医療自己負担額の一部を助成	
6	乳幼児健診相談事業	生後1か月から5歳児を対象とした、健康の保持・増進及び病気の予防と早期発見を目的に、各年齢に応じた発達状況の確認や子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた必要な支援を行うとともに、保護者に対し、子どもの発育・発達の見通しを伝え、育児不安の軽減を図ることで必要な支援を行う	
7	子どもの各種予防接種費用助成事業	子どもの定期予防接種費用を全額助成	
8	妊婦のための給付金支援事業	保健師による伴走型相談支援を実施し、妊娠届出時及び出生届出時に給付金を支給	健康推進課 健康係 健康推進課 子育て支援係

No.	施策・事業名	内 容	担当課・係
9	食育推進事業	【食育推進事業】 子どもの頃からの正しい食生活の普及啓発を目的に食育講演会や朝食普及事業の他、食育サポーターとともに、各種食育料教室等を実施	健康推進課 健康係
		【きっずキッズクッキング（園児）】 認定こども園の園児を対象に園で育てた食材を用いて自分で給食を作る体験を通して食べ物に関心を持つ機会を提供	
		【きっずキッズクッキング（小学生）】 小学生を対象に調理実習を通して肥満予防、朝食摂取について学習機会を提供	
		【食育講演会】 小学校と連携し、総合学習の時間で「食育講演会」を実施	
		【朝食普及事業】 認定こども園の園児と、小学校1～3年生を対象に、「早寝・早起き・朝ごはん・朝うんち」をスローガンに毎年6月、朝ご飯ぬりえカレンダーを配布し、朝食摂取の動機づけを図る	
10	ブックスタート事業	幼少期から本に囲まれることで、情操・想像力・好奇心を育み、本が好きになる環境を整え、読書を習慣化することで理解力向上を目指すため3～4か月乳児健診と12～13か月乳児相談時に絵本などを贈呈	教育委員会 社会教育係

## (2)子育て支援サービスの推進

No.	施策・事業名	内 容	担当課・係
1	上砂川町子ども家庭センター設置事業	妊産婦から子ども、子育て世代の相談支援事業の充実を図るため、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待の予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭のまで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく相談支援を行うため、子ども家庭センターの設置を検討	健康推進課 子育て支援係
2	子育てネットワーク体制の推進	関係機関、地域住民からなる子育てネットワーク会議を編成し、子育てに係る様々な案件に対して意見交換を実施	
3	育児用品券贈呈事業	子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、育児用品購入券を贈呈（出産時と1歳を迎えた時）	
4	おひさまルーム事業	乳幼児と保護者が交流し、子育ての情報交換やストレスや悩みの軽減につなげ、子育てを楽しみ集える場を提供	
5	子育て施策のPR事業（情報発信）	町が取組む子育て施策について、誰もが広く知ることのできるよう SNS など情報発信に努める	健康推進課 子育て支援係

## 2 子育て環境の整備・充実

アンケートより、質の高い保育・教育サービスの充実を求められていることから、引き続き「認定こども園等複合施設運営委員会」を開催し、保護者にニーズに合ったサービスの質の向上に努めます。

また、仕事育児の両立への支援として、認定こども園こども子育て支援事業を継続するとともに、保護者の就労要件を問わず、0歳6か月から2歳未満児が月一定期間保育を利用できるこどもだれでも通園制度の実施に向けた準備を行います。

児童の健全育成においては、アンケートにおいて「友達と自由に集まれる場所」や「思いきり身体を動かせる場所」が望まれていることから、児童公園の再編、遊具の更新を進め、下鶉分譲地に団地内公園を整備します。

### (1) 保育・幼児教育の充実

No.	施策・事業名	内 容	担当課・係
1	認定こども園子ども子育て支援事業	乳児保育、午後7時までの延長保育、預かり保育、一時保育、障がい児保育及び保育料・給食費を無償化し保護者の経済的負担の軽減を図る	健康推進課 子育て支援係
2	こども誰でも通園制度の実施	0歳6か月から2歳未満児のうち、保育所等に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件を問わずに月一定時間の保育を利用できる事業を実施	
3	多世代と園児の交流事業	交流を通して地域に親しみを持ち、思いやりの心を育む	
4	幼小中の教育連携事業	こども園から小学校入学へスムーズに移行できるようアプローチカリキュラムの実践をはじめ、小学校との密な連携を行う	
5	認定こども園等複合施設運営委員会開催	施設運営に対して有識者等の評価や助言を取り入れ、幼児教育と保育の質の向上を図るための運営委員会を開催	
6	こども園と小学校の連携	こども園児の小学校授業見学や小学校行事（運動会、芸術鑑賞事業）への参加	

## (2) 児童の健全育成

No.	施策・事業名	内 容	担当課・係
1	公設学習塾の運営	小学校3年生以上及び中学生を対象に月2回開設 小学生は算数・国語、中学生は数学・英語を学習科目として、習熟度に応じた個別指導に力を入れ、更なる学力向上を促進 ※今後学年の拡大と中学3年制のコース別教室の新設を検討	教育委員会 学務係
2	小学生夏・冬休み学習会事業	小学校が実施主体となり夏季・冬季休業期間の4日間程度を利用し、集中的な学習の場を提供	
3	小中学校学び応援事業	労働や職業に対する理解を深めるため、専門性の高い職業従事者を講師として招き講演会を開催	
4	放課後子ども教室推進事業	放課後の小学校を活用し、外部の協力を得ながらスポーツ教室等、子どもの居場所づくりを行う	教育委員会 社会教育係
5	キッズ体験くらぶ 【拡充】	子どもたちの創造力を培うため、小学生を対象に本に親しみ工作を楽しむ遊びや町外施設見学等を実施、また地域おこし協力隊による、小学6年生を対象としたドローンとプログラミングを融合した学びの場として講座を開設し、最先端のSTEM教育※を提供	
6	児童公園整備事業	各町児童公園の再編と遊具の更新 下轄分譲地に新たな団地内公園を整備	

※STEM教育：科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、数学（Mathematics）の頭文字。AIの普及に伴いロボットやITに触れることで、単に理工系の人材を育てることではなく、子どもが自ら考え、新しい価値を見出し、問題を解決する能力を身につけることを目的とした教育。

### 3 子育て世帯への経済的負担の軽減

経済的負担の軽減を図る町の制度としては、「育児用品購入券贈呈事業」「子ども園保育料と給食費の全額無償事業」「学校給食費全額無償事業」などがあり、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っており、町内在住の乳幼児から高校生までの保険適用となる医療費の全額助成を行っています。

また、無利子の奨学金貸付制度により、子どもの希望する進路を支援するとともに、子育て家庭への経済的負担の軽減を図っています。

さらに、高校就学にあたっては学用品や通学費などの助成制度は、物価の高騰から助成額を拡充し、さらなる保護者負担の軽減を図ります。

No.	施策・事業名	内 容	担当課・係
1	妊婦のための給付金支援事業【再掲】	保健師による伴走型相談支援を実施し、妊娠届出時及び出生届出時に給付金を支給	健康推進課 健康係
2	育児用品購入券贈呈事業【再掲】	子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、育児用品購入券を贈呈(出産時と1歳を迎えたとき)	健康推進課 子育て支援係
3	認定こども園子ども子育て支援事業【再掲】	乳児保育、午後7時までの延長保育、預かり保育、一時保育、障がい児保育及び保育料・給食費を無償化し保護者の経済的負担の軽減を図る	
4	小中学校給食費無償化事業	町内で小中学生を育てる子育て世代の定住促進及び経済的負担を軽減するために加工賃を含め給食費の無償化	
5	就学援助	経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品、給食費、歯科医療費、体育実技用具費(スキー)、修学旅行費を扶助します。	教育委員会 学務係
6	小中学生各種検定料助成	各学校の保護者負担を要する教材費を半額助成し、保護者の負担を軽減します。	教育委員会 学務係
7	保護者負担の軽減	高校に通学する子どもを持つ保護者へ通学費等の就学費の一部を拡充し助成 自転車通学が可能な中学生の交通安全のため、新1年生に対し自転車ヘルメット購入を助成 児童生徒の教材費の半額助成 ・スキー授業バス借上、リフト代助成 ・中学校部活動各種大会参加費助成 ・日本スポーツ振興センター傷害保険掛金助成 小学校6年生及び中学校3年生が購入する卒業アルバム代金の一部を助成 小学校修学旅行のバス借り上げ料、高速道路使用料を全額助成	教育委員会 学務係

No.	施策・事業名	内 容	担当課・係
8	保護者負担の軽減	上砂川町の母村である福井県福井市鶉地区を中学校修学旅行の訪問先とし、上砂川町の歴史や開拓者である山内甚之助氏について学ぶことにより地域への愛着心を育むことを目的とし、旅費の増加分を助成	教育委員会 学務係
		無利子の奨学金貸付制度により、高校、大学等に進学する子どもの進路を支援	
		軽度な障がいを持つ児童が、障がいに応じた学習上及び生活上の困難を改善・克服するため、砂川市通級指導教室に通学する交通費を助成	
9	高校生以下医療費助成	町内在住の乳幼児から高校生までの、医療費(医療保険適用分)を全額助成	福祉課 医療保険係

## 第4章

# 子ども・子育て支援制度に基づく事業方策





## 第4章 子ども・子育て支援制度に基づく事業方策

### 1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に基づいて、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

### 2 計画の基本的記載事項

#### (1)教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが住まいより容易に移動することが可能な区域を設定。

#### (2)教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を設定。

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所
地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

### (3)地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定。

地域子ども子育て支援事業	
1. 利用者支援事業	10. 病児・病後児保育事業
2. 地域子育て支援拠点事業	11. 放課後児童健全育成事業
3. 妊婦健康診査事業	12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
4. 乳児家庭全戸訪問事業	13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
5. 養育支援訪問事業	14. 子育て世帯訪問支援事業【新規】
6. 子育て短期支援事業	15. 児童育成支援拠点事業【新規】
7. ファミリー・サポート・センター事業	16. 親子関係形成支援事業【新規】
8. 一時預かり事業	17. 産後ケア事業【新規】
9. 延長保育事業	18. 妊婦等包括相談支援事業【新規】

### (4)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとする。

## 3 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが住まいから容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分は事業ごとに設定することができる」とされています。

本町は、認定こども園・小学校・中学校が1つずつであることから、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、従前同様「町内全域」として設定し、多種多様なサービスの提供を推進します。

## 4 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

### ■ 就学前児童数の推計値

単位：人

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	6	5	5	5	5
1歳	2	6	5	5	5
2歳	7	2	6	5	5
3歳	8	6	2	6	5
4歳	9	9	7	2	6
5歳	10	9	9	7	2
計	42	37	34	30	28

※住民基本台帳人口（令和2年～令和6年、各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

### ■ 小学生児童数の推計値

単位：人

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
6歳	4	9	7	8	6
7歳	11	4	9	7	8
8歳	7	11	4	9	7
9歳	9	8	12	4	9
10歳	19	8	7	11	4
11歳	9	19	8	7	11
計	59	59	47	46	45

※住民基本台帳人口（令和2年～令和6年、各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

## 5 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み(必要利用定員総数)と確保方策及び実施時期を設定します。

### 【実績】

単位：人

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定		5	4	5	1	2
2号認定		29	21	18	27	23
3号認定	0歳	0	5	7	5	0
	1, 2歳	14	19	17	13	16
計		48	49	47	46	40

注：令和6年度は12月1日現在

### 【量の見込みと確保方策】

1号認定(3歳以上保育の必要なし) 対象年齢:3~5歳

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	0	0	0
②確保方策	10	10	10	10	10
認定こども園	10	10	10	10	10
幼稚園	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	9	9	10	10	10

2号認定(3歳以上保育の必要あり) 対象年齢:3~5歳

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30	26	19	15	15
②確保方策	30	30	30	30	30
認定こども園	30	30	30	30	30
幼稚園	0	0	0	0	0
保育園	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	4	11	15	15

3号認定(3歳未満保育の必要あり) 対象年齢:0歳、1歳、2歳

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	9	12	11	11
0歳	4	4	4	4	4
1歳	1	4	4	4	4
2歳	5	1	4	3	3
②確保方策	15	15	15	15	15
認定こども園	15	15	15	15	15
保育園	0	0	0	0	0
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	5	6	3	4	4

## 6 地域子ども・子育て支援事業の提供

地域子ども・子育て支援事業については、利用者の現在の利用状況と利用希望者を踏まえて、計画期間の量の見込みを設定し、提供体制の確保方策及び実施時期を定めます。

### (1)利用者支援事業

子ども及びその保護者又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【実績】

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期量の見込み	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	1

注：令和6年度は12月1日現在

#### 【量の見込みと確保方策】

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保方策の考え方】

本町では、子育て支援係が相談、連絡調整の役割を担っており、広報やホームページなど通じて情報提供や育児相談事業の周知に努めているとともに、関係機関との連絡調整を行っています。

## (2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【実績】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期量の見込み	236	148	130	107	175
実績	167	112	111	89	42

注：事業実績はおひさまルームの参加人数（令和6年度は12月1日現在）

### 【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	51	45	55	51	51
②確保方策	51	45	55	51	51
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

### 【確保方策の考え方】

本町の地域子育て支援事業は「おひさまルーム」において、保護者同士の情報交流の場を提供するとともに、外部講師による親子が楽しめるイベントの開催や保育教諭による育児相談に取り組んでおり、更なる内容の充実に努めます。

### (3)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本町では、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付し、母子ともに健康で安心な出産を迎えられるよう健康診査費用の全額助成をすることで経済的支援を行っています。

事業実績においては、令和2年度から令和6年度まで助成率100%となっています。

#### 【実績】

単位：延べ回数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期量の見込み	112	112	112	84	84
実績	136	104	81	22	18

注：令和6年度は12月1日現在

#### 【量の見込みと確保方策】

単位：延べ回数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	112	112	112	84	84
②確保方策	112	112	112	84	84
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保方策の考え方】

今後も母子健康手帳交付時の健診受診券交付を継続するとともに、受診勧奨に努めます。



#### (4)乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問事業)

新生児のいるすべての家庭を訪問し、新生児の発育発達の確認や、子育て支援に関する情報提供や相談を行う事業です。

本町では、現在も生後4か月までの乳児のいるすべての家庭の訪問を実施しています。また、育児不安は生後2か月ごろに大きくなるため、2か月訪問を実施し、発育発達状況や母の育児不安の軽減を行っています。入院や里帰り等によって訪問できない場合は保護者と連絡を取るとともに、必要時には里帰り先の保健師に訪問依頼を行うなど、100%状況把握を行っています。

##### 【実績】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期量の見込み	8	8	8	6	6
実績	8	12	8	2	3

注：令和6年度は12月1日現在

##### 【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6	5	5	5	5
②確保方策	6	5	5	5	5
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

##### 【確保方策の考え方】

今後も引き続き新生児の保護者に対する訪問相談支援を行っていきます。

## (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための養育に関する指導・助言等を行う事業です。

本町では、妊婦面接、新生児訪問、医療機関からの連絡等で対象となるハイリスクな妊婦、家庭を把握し、必要な支援を行っています。支援を行う中で、虐待等の疑いのあるときは、子育て支援係と連携し虐待防止の対応を行っています。

### 【実績】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期量の見込み	8	8	8	6	6
実績	8	12	8	2	1

注：令和6年度は12月1日現在

### 【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保方策の考え方】

今後も対象乳幼児のいる家庭・若年出産等の養育支援が必要な家庭の確実な把握に努め、訪問による支援を行っていきます。

## (6)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者の疾病の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難となった際に、児童養護施設への委託により、保護者に代わり養育することで児童とその家族の必要な支援を行うことを目的としている事業です。

### 【実績】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期量の見込み	-	-	-	-	0
実績	-	-	-	-	0

注：事業は令和6年度から実施

### 【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保方策の考え方】

本町では、引き続き児童養護施設を利用することで、適切な対応を行っていきます。

## (7)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所において一時的な預かりを行う事業です。

本町では、認定こども園で一時預かりを行っています。

### 【実績】

単位：延べ人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期量の見込み	389	324	333	360	377
幼稚園型	0	0	0	0	0
幼稚園型以外	389	324	333	360	377
実績	1	14	2	12	0
幼稚園型	0	0	0	0	0
幼稚園型以外	1	14	2	12	0

注：令和6年度は12月1日現在

### 【量の見込みと確保方策】

単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	336	336	336	336	336
幼稚園型	0	0	0	0	0
幼稚園型以外	336	336	336	336	336
②確保方策	336	336	336	336	336
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保方策の考え方】

今後も利用ニーズに応じて、認定こども園を主として、体制の維持に努めます。

## (8)時間外保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴い、通常の保育時間を超えて保育を必要とする園児に対し、時間を延長し保育を提供する事業です。

本町では、「延長保育」と「預かり保育」を実施しています。

### 【実績】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期量の見込み	37	38	38	35	36
実績	19	19	13	13	10

注：令和6年度は12月1日現在

### 【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9	8	8	7	6
②確保方策	9	8	8	7	6
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保方策の考え方】

今後も利用ニーズに応じて、認定こども園において体制の維持に努めます。

## (9)病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期の児童で、保護者が就労などの理由で保育できない場合に、常勤の看護師や保育教諭等がいる専用の保育室で児童を一時的に預かる事業です。

### 【確保方策の考え方】

本町のこども園では、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる有資格者の確保も困難な状況にあることから、今後、事業を実施している近隣自治体との調整を行うなどの可能性を模索します。

## (10)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生等の児童のいる保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との調整を行う事業です。

### 【確保方策の考え方】

今後ニーズを把握しながら、必要に応じた検討を行います。

## (11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就労等により放課後家庭にいない小学生のために、参加型の行事の提供や、児童館等を利用して適切な居場所の場を確保し、健全な育成を図る事業です。

本町では、教育委員会が行う放課後子ども教室において4年生以上を対象に学校体育館において軽スポーツ(バドミントン)の場を提供するほか、すべての学年の児童が利用できる児童館を開放しています。

児童館においては、児童厚生員と認定こども園の保育教諭によって、遊戯室や図書室、創作活動室などで、子どもが安心安全に過ごせる場を提供することで、放課後児童クラブとしての機能を有しています。

さらに、帰宅時間、帰宅方法、緊急連絡先を把握することにより、安全の確保を図っています。

### 【実績】(放課後子ども教室)

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期量の見込み	12	12	12	7	7
4年生	2	2	1	1	1
5年生	1	2	2	1	1
6年生	2	1	2	1	1
実績	1	14	2	2	0
4年生	6	6	5	7	6
5年生	4	6	5	4	4
6年生	10	3	4	9	3

注：令和6年度は12月1日現在

### 【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	13	14	13	13	13
4年生	5	4	4	5	4
5年生	5	5	4	4	5
6年生	3	5	5	4	4
②確保方策	13	14	13	13	13
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保方策の考え方】

外部講師を活用した軽スポーツ(バドミントン)を基本としながら、ニーズを把握し、児童の興味や関心の高い事業の取組みを模索しつつ放課後の居場所を提供します。

【実績】（児童館）

単位：延べ人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	3,325	4,949	2,583	1,629	2,031
1年生	790	2,316	326	349	1,053
2年生	1,619	803	1523	112	179
3年生	682	1,253	294	861	246
4年生	170	369	352	81	369
5年生	29	208	26	191	92
6年生	35	0	62	35	92

注：令和6年度は12月1日現在

【量の見込みと確保方策】

単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,200	3,200	3,000	3,000	2,800
1年生	590	1,083	883	912	696
2年生	725	435	870	725	725
3年生	464	580	348	696	580
4年生	696	348	435	261	522
5年生	580	464	232	290	174
6年生	145	290	232	116	103
②確保方策	3,200	3,200	3,000	3,000	2,800
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

放課後の子どもの居場所として、児童館に放課後児童クラブの機能を持たせ、より一層利用しやすく安心して過ごせる環境を提供する。

## (12)子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

### 【確保方策の考え方】

これらのリスクの低減のため保健師が定期的に訪問を行うことで相談対応や必要に応じて関係機関への適切な支援につなげています。

## (13)児童育成支援拠点事業【新規】

虐待の防止や子どもの最善の利益の保障、健全な育成を目的とし、養育環境や家庭、学校に課題を抱える子どもやその家族に、居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供など、さまざまな支援を行う事業です。

### 【確保方策の考え方】

近隣市町の放課後デイサービス施設や、フリースクールなどを活用し、安心安全な居場所の斡旋、サービスの提供を行います。

## (14)親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童を対象に、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。

### 【確保方策の考え方】

支援を必要とする家庭からの相談に対して、助言を行うとともに、子ども家庭支援センターなどケースに応じた適切な支援機関へつなぎます。



### (15)産後ケア事業【新規】

誰もがより安全・安心な子育て環境を整えるため、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保方策	4	4	4	4	4
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保方策の考え方】

出産後1年以内の母子に対して通所型や宿泊型による心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

### (16)妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児・子育て等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
②確保方策	15	15	15	15	15
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保方策の考え方】

多様なニーズに応じた伴奏型支援を行い、それに適した支援を行います。

### (17)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労にかかわらず月一定時間の枠のなかで、時間単位等で柔軟にこども園に通える制度です。子どもが家庭以外の場で家族以外の人と接する機会を得ることで、心身の発達を促すほか、保護者の育児負担の軽減などが期待されています。

#### 【確保方策の考え方】

令和7年度に本事業の方向性の検討及び事業実施準備を進め、国の指針を踏まえて令和8年度から事業を実施します。

### (18)実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用(食事の提供に要する費用・日用品、文房具等の購入に要する費用等)の一部を補助することにより、子どもが円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図る事業です。

#### 【確保方策の考え方】

本町では保育料及び給食費を全額助成しています。

### (19)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、又は運営を促進するための事業です。

新規参入を希望する事業者が出た場合に相談、助言等を行います。

## 7 教育・保育の一体的提供の推進

### (1)認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国において、開設に向けた取組が進められています。本町の就学前児童数は減少傾向にあり、教育・保育施設としては、認定こども園のみであるため、現状を維持し、運営を行っていきます。

### (2)質の高い教育・保育についての基本的考え方

幼児の教育・保育は、子ども達の「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。

こども園に対しては、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えています。

支援を必要とする子どもに対しては、障がい児福祉計画との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

### (3)地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方

すべての子どもに対して、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めていきます。

また、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

### (4)認定こども園と小学校との連携

子ども園から小学校へ入学するにあたり、安心して学校生活を送り、スムーズに学習に取り組むことのできるよう、子ども園では日頃から小学校との連携を密に、アプローチカリキュラムを実践し、情報交換・支援体制の強化を図っていきます。

### (5)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、現行の給付手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。



第5章  
子どもの未来応援事業  
(子どもの貧困対策)



## 第5章 子どもの未来応援事業(子どもの貧困対策)

### 1 子どもの貧困対策について

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

令和4年国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、全国の子どもの貧困率は令和3年で11.5%、9人に1人が貧困状態であるという深刻な状況となっています。とりわけ、ひとり親家庭の子どもの貧困率については44.5%に達し、約2人に1人が貧困状態であり、国際的に見ても日本の子どもの貧困率は非常に高く、大きな社会問題となっています。また、家庭の貧困状況が、世代を超えて連鎖してしまう傾向があることから、子どもの貧困対策について総合的に取り組むことが喫緊の課題となっています。

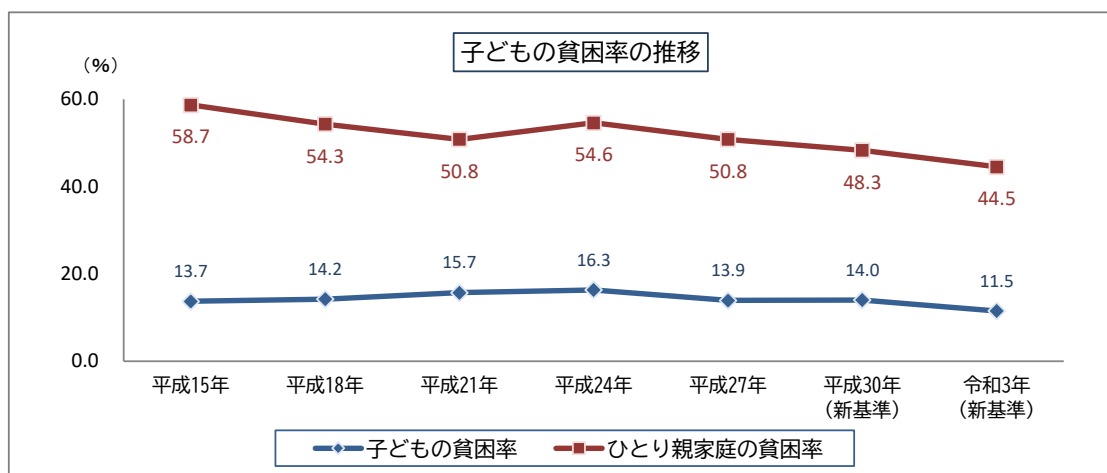
このような中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成25年6月に成立し、平成26年1月17日に施行されました。さらに、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。

本計画においては、こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画を一体的に策定することとし、こどもの貧困の解消に向けた取組を推進します。

## 2 子どもの貧困の状況

子どもの貧困率とは、相対的貧困の状態にある18歳未満の子どもの割合を指します。相対的貧困とは、国民の年間所得(可処分所得:収入などから税金や社会保障費などを引いた金額)を子どもも含めて家族一人ひとりの所得を仮に計算し、順番に並べた時の真ん中の値(中央値)の半額(貧困線)に満たない人の割合のことです。厚生労働省の国民生活基礎調査によると、令和3年の日本の子どもの貧困率は11.5%であり、子どもの9人に1人が貧困の状況におかれています。

また、ひとり親家庭においては、貧困率が44.5%となり、ひとり親家庭の半数近くが貧困という厳しい状況にあるとされています。



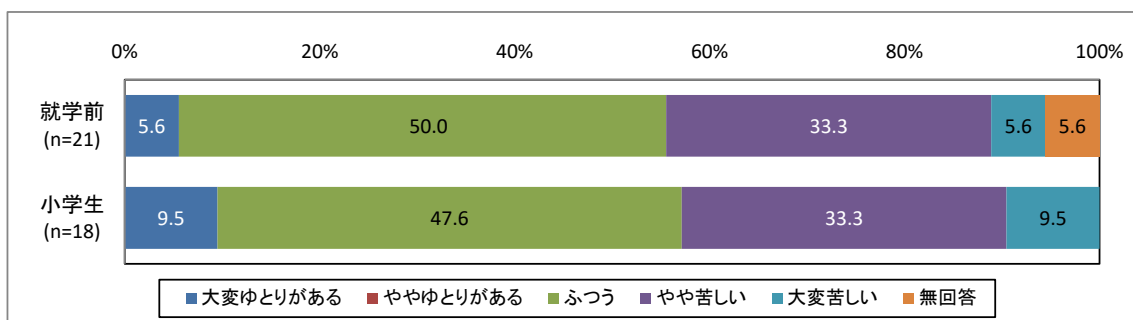
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※新基準：可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加

## 3 本町の状況

### (1) 経済的な状況

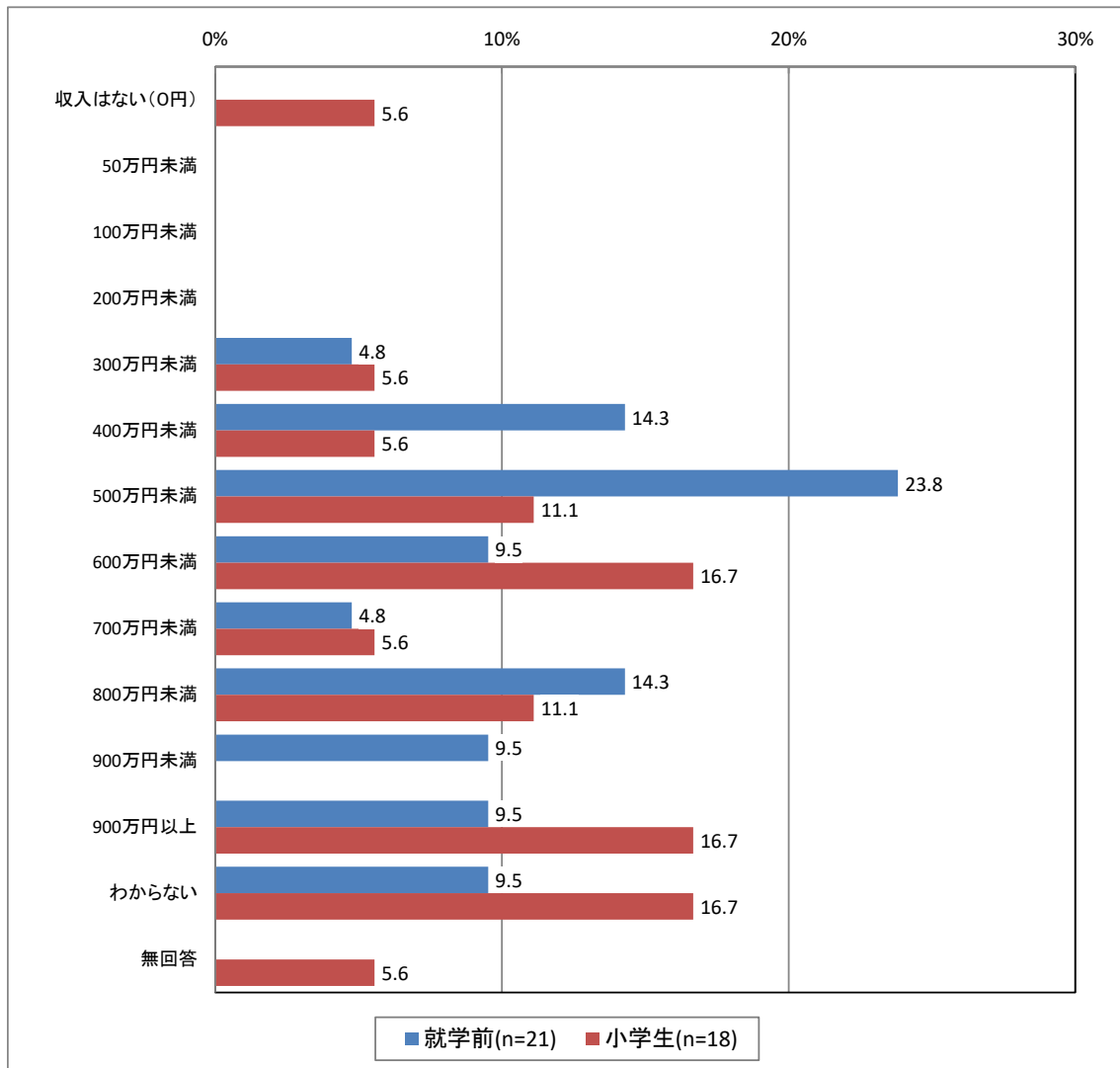
アンケート調査からみた現在の生活の経済的な状況では、「大変苦しい」は就学前児童のいる世帯では5.6%、小学生のいる世帯では9.5%となっています。





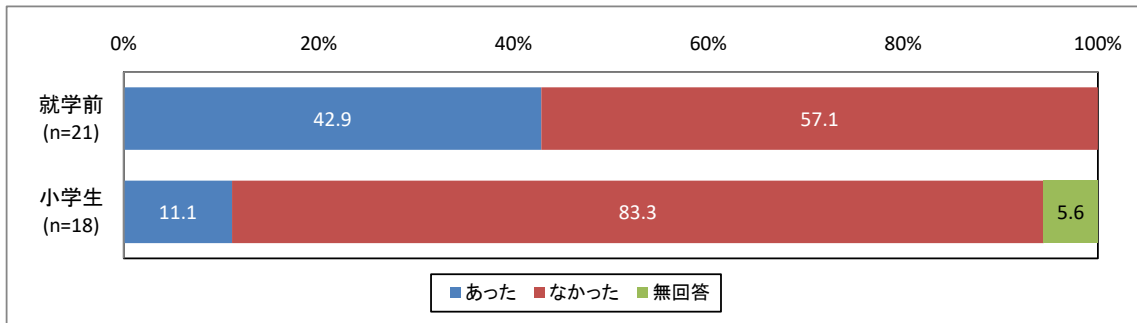
## (2)世帯の年収

子育て世帯の年収について、アンケート調査で年収 100 万円未満(0~100 万円未満の合計)の世帯の割合は、就学前児童のいる世帯では該当なし、小学生のいる世帯が 5.6%となっています。

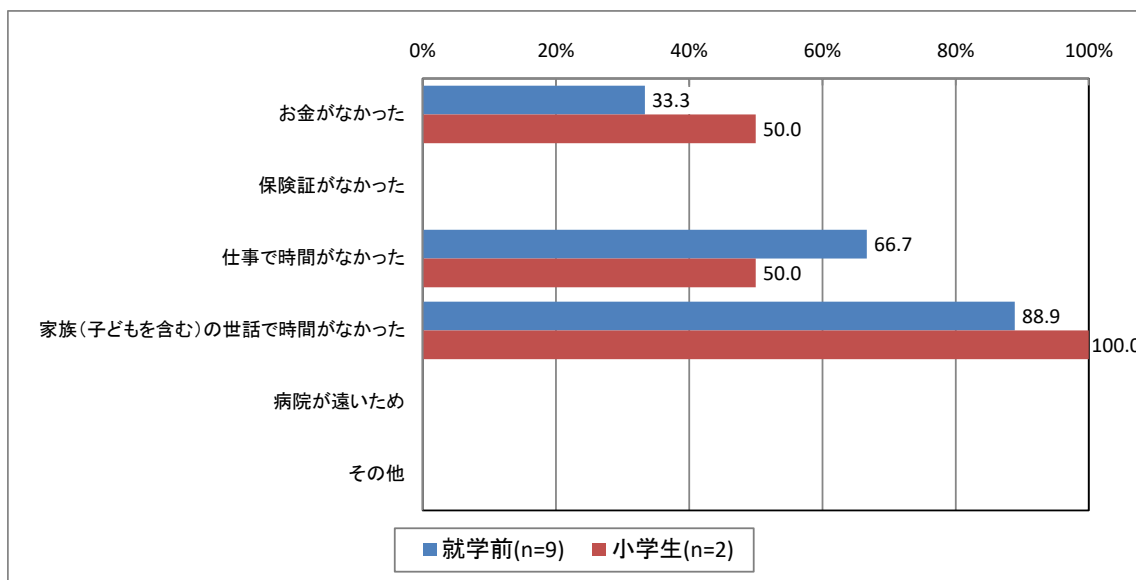


### (3) 病院や歯医者に行けなかったこと

過去1年間に保護者が病院や歯医者に行きたいのに行けなかったことは、就学前児童のいる世帯では42.9%、小学生のいる世帯が11.1%となっています。

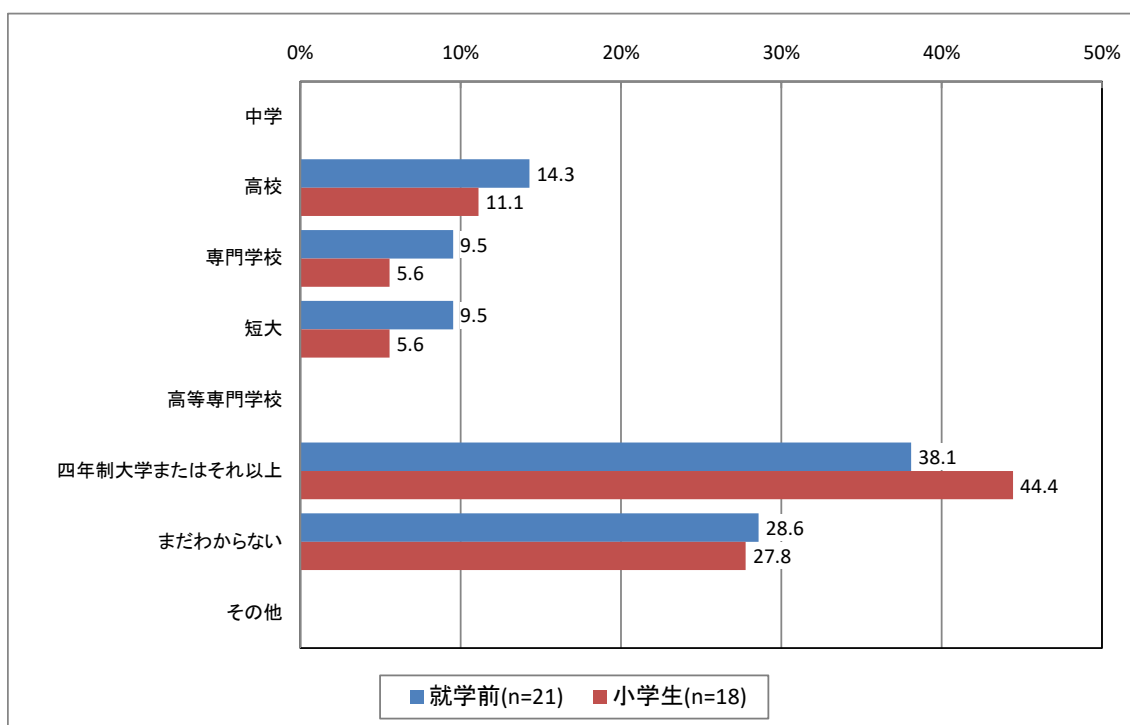


過去1年間に保護者が病院や歯医者に行きたいのに行けなかった理由で、「お金がなかった」とした回答は、就学前児童のいる世帯では33.3%(3件)、小学生のいる世帯が50.0%(1件)となっています。

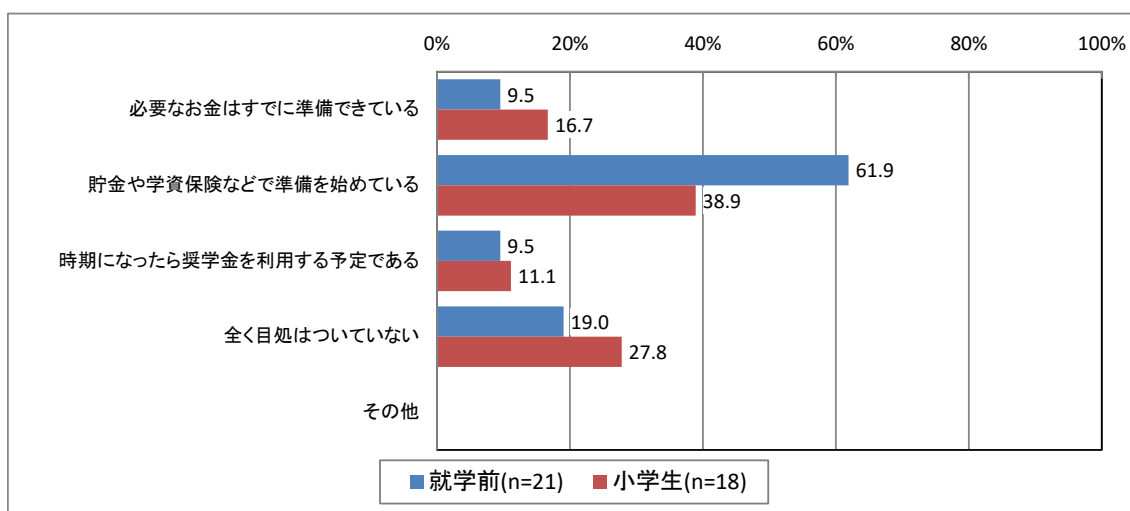


#### (4)受けさせたい教育

高等教育をどこまで受けさせたいかでは、「四年制大学またはそれ以上」が最も多く、就学前児童のいる世帯では30.1%、小学生のいる世帯が44.4%となっています。



教育を受けさせるためのお金の準備の状況で、「全く目処はついていない」とした回答は、就学前児童のいる世帯では19.0%、小学生のいる世帯が27.8%となっています。



## 4 取組の方向性

### (1) 将来像

本町の将来を担っている子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、町民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子どもの育ちを支える体制づくりが必要です。

町民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会を実現することを理想的な将来像として掲げ、取組みの推進に努めます。

### (2) 施策の推進

施策の基本的な方向性について、次の4つの柱に沿って子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。

なお、施策の推進にあたっては、成長段階に応じて切れ目のない必要な施策を実施するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもに視点を置きつつ、差別や偏見を助長することのないよう十分に留意します。

#### ①相談対応と支援の推進

#### ②保育・教育支援の推進

#### ③医療費助成等の推進

#### ④経済的支援と子育てサポートの推進

## 5 具体的な取組

本町における子ども・子育て支援等の施策・事業のうち、子どもの未来応援(子どもの貧困対策)につながる事業については、以下のとおりです。

今後もこれら施策・事業を継続実施するとともに、必要に応じて子どもの未来応援となる新規の施策・事業について検討し、実施していくこととします。

### (1)相談対応と支援の推進

各種相談対応において、経済的困難を抱える、または困難な状況に陥る恐れのある子どもやその家庭に対し、各種制度に結びつけていくための支援に努めるとともに、心配ごとや不安の解消に向けて、関係機関と連携して相談対応の充実に努めます。

No.	施策・事業名	内 容	担当課・係
1	ママの歯科検診・相談	歯科医師による無料歯科検診を乳幼児健診時にあわせて行います。	健康推進課 健康係
2	乳幼児相談・健診	奇数月第2火曜日に乳幼児相談・健診を実施します。	健康推進課 健康係
3	子育て相談(キッズとママのもしもしコーナー)	毎月第4木曜日午後1時半から4時の間、町民センター内健康相談室にて保健師・栄養士による子育て相談を実施します。	健康推進課 健康係
4	巡回児童相談	子どもの養育・発達・しつけ・不登校・非行・心身の障がいなどの不安・心配に対応する巡回児童相談を年1回実施します。	健康推進課 子育て支援係

### (2)保育・教育支援の推進

本町では、世帯の経済的状況にかかわらず、すべての子どもが安心して保育・教育を受けられるよう、また、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受けられるよう、幼児期から高等教育段階まで、切れ目なく各段階に応じたきめ細やかな支援を行っています。

No.	施策・事業名	内 容	担当課・係
1	保育費用及び給食費の無償	保育費用及び給食費を全額無償化することで、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	健康推進課 子育て支援係
2	公設学習塾開設	小学校3～6年生を対象に国語と算数、中学校全学年を対象に英語と数学について、民間の講師による学習塾を開設することで学力向上対策を実施します。	教育委員会 学務係
3	小学校夏・冬休み学習会	小学4年生～6年生を対象に、夏・冬休み期間に、教員と学習支援員による学習指導を実施します。	教育委員会 学務係

No.	施策・事業名	内 容	担当課・係
4	就学援助	経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品、給食費、歯科医療費、体育実技用具費（スキー）、修学旅行費を扶助します。	教育委員会 学務係
5	通級指導教室の交通費助成	通級指導教室へ通う児童に対し、交通費を助成します。	教育委員会 学務係
6	小中学生各種検定料助成	小学生は漢字検定、中学生は漢字検定と英語検定の検定受験料を助成します。	教育委員会 学務係
7	小中学校教材費助成	各学校の保護者負担を要する教材費を半額助成し、保護者の負担を軽減します。	教育委員会 学務係
8	学校教育の推進に伴う費用の負担と補助	学校教育の推進に伴う費用の負担と補助として「スキー授業バス借上、リフト代」「中学校部活動各種大会参加費補助」「学校健康会負担金」を助成し保護者の負担を軽減します。	教育委員会 学務係
9	小中学校給食費無償化事業	町内で小中学生を育てる子育て世代の定住促進及び経済的負担を軽減するために加工賃を含め給食費の無償化	教育委員会 学務係
10	小学校修学旅行助成	修学旅行に係るバス借上料、高速道路使用料を全額助成します。	教育委員会 学務係
11	中学校修学旅行助成	上砂川町の母村である福井県鶉地区への修学旅行費の一部を助成します。	教育委員会 学務係
12	奨学資金の貸付	高校や大学等に進学する際に入学奨学金と就学奨学金の貸付を無利子で行います。	教育委員会 学務係
13	高校就学費等助成 【拡充】	高校に進学する子どもの保護者の経済的負担を軽減するために助成を行います。	教育委員会 学務係
14	小中学校卒業アルバム助成	卒業アルバム購入代金の一部を助成し、保護者の負担を軽減します。	教育委員会 学務係

### (3)医療費助成等の推進

本町では、世帯の経済的状況によって、必要な医療等が受けられないということがないように、各種医療費助成を行うとともに、保健対策を推進し、子どもの健やかな育成を支援しています。

No.	施策・事業名	内 容	担当課・係
1	特定不妊治療(先進医療)費助成	特定不妊治療を受けている人を対象に、自己負担額の全額助成及び、先進医療自己負担額の一部助成を行います。	健康推進課 健康係
2	重度心身障がい者医療給付事業	①身障手帳1・2・3級(3級:内部疾患、ヒト免疫不全)を持っている人②療育手帳(A判定)、重度の知的障害者と診断(判定)された人、③精神保健福祉手帳1級を持っている人(外来のみ助成)を対象に医療費を助成します。	福祉課 医療保険係
3	ひとり親家庭等医療給付事業	①ひとり親家庭で20歳未満の子どもを扶養している親と子、②両親の死亡・行方不明等により、他の家庭で扶養されている20歳未満の子を対象に、親の入院・外来、子どもの入院・外来の医療費(医療保険適用分)について助成します。	福祉課 医療保険係
4	乳幼児等医療給付事業	①就学前の乳幼児、②小学生(入院医療のみ ※所得制限有り)を対象に、医療費を助成します。	福祉課 医療保険係
5	高校生以下医療費助成	町内に在住する高校3年生以下の乳児、幼児、児童の受診者自己負担を助成する制度です。医療機関において受診した場合、その医療費の自己負担を全額助成します。	福祉課 医療保険係
6	養育医療給付	入院を必要とする重症未熟児の養育に必要な医療給付を行います。給付期間は満1歳の誕生日前日までとしています。	福祉課 医療保険係
7	インフルエンザワクチン接種費用助成	町独自事業で高校生以下・妊婦に対して費用を全額助成します。	健康推進課 健康係
8	子どもの生活習慣病予防健診	子どもの生活習慣病予防に向けて、小学5年生から中学3年生を対象に、健康診断を行います。	健康推進課 健康係
9	各種予防接種の推進	生後2か月から始まる各種予防接種について、病気から子どもを守る予防接種について正しく理解し、適切な時期に必要な予防接種を受けることができるよう個別通知や広報によるPRとともに、保護者と接種スケジュールを一緒にたてるなどの支援を行います。	健康推進課 健康係

#### (4) 経済的支援と子育てサポートの推進

子育て世帯の経済的負担の軽減と子育てサポートの推進を図ります。

No.	施策・事業名	内 容	担当課・係
1	児童手当	高校生年代までの子どもがいる保護者に年6回(2か月分ずつ)児童手当が支給されます。	健康推進課 子育て支援係
2	児童扶養手当	ひとり親世帯等の生活の安定と自立を促進するため、父母の一方または両方がいない18歳未満の子どもがいる人に、所得、扶養人数に応じて手当が支給されます。	健康推進課 子育て支援係
3	特別児童扶養手当	心身に障がいのある20歳未満の人の福祉増進を図る目的で、要件を満たしている人に手当が支給されます。	健康推進課 子育て支援係
4	障がい児福祉手当	20歳未満で心身に重度の障がいがあるために日常生活において常時介護を必要とする在宅の人に手当が支給されます。	福祉課 福祉係
5	チャイルドシートの貸し出し	子どもの安全を確保するため、チャイルドシートの貸し出しを行います。	総務課 総務係



# 第6章

## 計画の推進体制



## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や町はもとより、家庭や地域、こども園、学校、企業等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

#### (1)行政の役割

町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づく全ての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進のため、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます

#### (2)家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的な生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。さらに、町民一人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚を持ち、可能な範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

#### (3)地域社会の役割

子どもは地域の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域の子どもは地域で育てるという理念の下で、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが重要です。

したがって、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

## (4)企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくるのが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人も認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

## 2 計画の推進に向けた3つの連携

本計画に実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することをめざします。

### (1)子育てに携わる者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、家庭、教育・保育施設等において子育てに携わる者すべてが相互に連携し、協働しながら個々のケースや地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

### (2)近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、自治体域を超えたサービスの利用は欠かせないものであることから、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

### (3)国・道との連携、関係部局間の連携と協働

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行うためには、町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うことから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

### 3 計画の点検・評価

#### (1)計画の点検・評価と見直し

本計画の推進に当たっては、全庁的な体制の下にPDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、達成状況を確認・評価し、着実な進行管理を行うとともに、「上砂川町子ども・子育て支援ネットワーク会議」に報告し、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

